

令和8年度入学生用

令和8年度

美術工芸学部
大学院造形芸術研究科

履修案内

沖縄県立芸術大学

【UNIPA (ユニパ)】



※「沖縄県立芸術大学学則」、「沖縄県立芸術大学大学院学則」、「沖縄県立芸術大学研究生規定」、「沖縄県立芸術大学大学院研究生規程」、「沖縄県立芸術大学科目等履修生規程」、「沖縄県立芸術大学大学院科目等履修生規程」、「沖縄県立芸術大学外国人学生規程」、「沖縄県立芸術大学大学院外国人学生規程」、「学生生活」については学生便覧を参照してください。

※本学ウェブサイトにも情報を掲載しています。

「本学ウェブサイト TOP>学内外のみなさまへ>在校生のみなさまへ」と進んでください。
または以下のリンクあるいはQRコードでアクセスしてください。

<https://www.okigei.ac.jp/investigate/students/students-index.html>

「学則（諸規定）」「履修規程等、成績評価基準」、「学年暦（年間スケジュール）」、「カリキュラムマップ」、「教育情報の公表」等。

※本学で開講されている授業科目の「シラバス（授業の内容や成績評価方法などの授業計画が詳しくまとめられた資料のこと）」は、「UNIVERSAL PASSPORT（通称、UNIPA（ユニパ）」で検索してください。

以下のURLあるいはQRコードからUNIPAにログインし、「シラバス照会はこちらです。」をクリック。その後、検索画面の開講年度学期や授業科目名などを入力して検索。
授業科目は、入学年度の履修案内、カリキュラムマップ等を参考にしてください。

UNIPA ログイン画面 URL <https://unipa-web.okigei.ac.jp/uprx/>

【在校生のみなさまへ】



【UNIPA（ユニパ）】



UNIPA（ユニバーサルパスポート）について

学内の連絡（休講の連絡、奨学金募集、履修に関する公示等）はUNIPAに掲載します。連絡事項の見落としがないように、毎日UNIPAを確認するよう心がけてください。UNIPAで連絡した事項は周知したものと扱います。履修登録や手続き等UNIPAを見なかったからということは、理由になりませんので十分に注意してください。

美術工芸学部

目 次

美術工芸学部（学士課程）

1. 学部案内	1
2. 専攻案内	4
3. 美術工芸学部履修規程	6
4. 美術工芸学部履修要領	14
5. 卒業作品、卒業論文等の審査基準	30
6. 教職課程の履修要領	31
7. 博物館学課程履修要領	35

造形芸術研究科（修士課程）	38
---------------	----

1. 学 部 案 内

1 建学の理念

(1) 日本文化の中における沖縄の地域文化の特性と伝統は、極めて特徴的であり、文化伝統の源流を探り、文化生成の普遍性を究めるために不可欠の内容を持つものである。わけても沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化の継承と創造の問題は、日本文化としてはもちろんのこと、沖縄県にとっても重要な課題であるといわざるを得ない。

そして、それらを担う人材の育成もまた長い未来への架橋として緊要なことである。

(2) 沖縄県立芸術大学を建学する基本的な精神は、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追究することにあるが、そのためには、地域文化の個性を明らかにし、その中に占める美術・工芸、音楽・芸能等さまざまな伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組み、その特性を生かすことでなければならない。このことは、日本文化の内容をより豊かにするとともに、ひいては、国際的な芸術的文化活動にも寄与するものと信ずる。

(3) 我が国の最南に位置する県立芸術大学は、東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏の中心として、それらの地域における多様な芸術文化の実態と、地域文化伝統の個性とのかかわりを明らかにし、その広がりを見出し、汎アジア的芸術文化に特色をおいたユニークな研究教育機関にしたい。

2 教育研究上の目的

美術工芸学部は、伝統芸術文化の継承と創造的芸術の表現を専門的かつ横断的に教授研究して、優れた芸術家をはじめとする社会的に活躍できる人材を育成し、もって幅広い芸術文化の発展に貢献することを目的とする。

3 3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）

■ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

沖縄県立芸術大学美術工芸学部では、大学ディプロマ・ポリシーを基本に、加えて以下に掲げる学修成果を獲得し、最終学年における卒業作品又は卒業論文の提出を経て、所定の卒業単位を取得した学生に対し、学士（芸術）の学位を授与します。

- 1 美術・デザイン・工芸の分野における基本的な知識を体系的に理解している。
- 2 自己の創造的活動を歴史、文化、社会、自然等と関連付けて考察できる。
- 3 専攻分野の専門的な技能と研究能力を身につけている。
- 4 卒業後も主体的に創作、研究を継続し、それらを社会に発信する意欲と能力を備えている。

■カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

沖縄県立芸術大学美術工芸学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果を獲得できるよう、大学カリキュラム・ポリシーを基本に、以下のとおりカリキュラムを編成し、実施します。

- 1 専門分野の実技と理論において、必修科目を中心とした体系的な授業科目の編成
- 2 専門教育の4年間にわたる段階的履修
- 3 自らの学修計画に基づき主体的に履修できる選択科目の編成
- 4 大学の学修活動全体を通じて汎用的基礎能力を育成する教育の実施
- 5 現代社会における美術・デザイン・工芸の役割を認識し、地域との連携を図り、社会との関係を学ぶ教育の実施

学修成果の評価は、評価の観点を示した上で授業科目の到達目標の達成度を基準に、作品・論文・レポート・筆記試験等により行います。

■アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

【教育の理念】

大学の教育理念に基づき、沖縄県立芸術大学美術工芸学部では、沖縄の伝統に根差した美術工芸はもとより造形芸術に新たな地平を切り拓き、自ら社会的役割を担える作家、研究者、教育者などの専門家を育成するため、専門的素養と総合的知識、国際的視野を身につける教育を行います。

【求める人物像】

美術工芸学部の教育を達成するために、次に掲げる知識・技能や能力（思考力・判断力・表現力等）、目的意識・意欲等を備えた人材を求めます。

- 1 本学及び美術工芸学部の教育の理念をよく理解し、大学での学習に必要な基礎的な知識と技能を備えている人
- 2 美術・デザイン・工芸分野における制作や学習において、自ら課題を発見し解決するための思考力、判断力、表現力を備えている人
- 3 美術・デザイン・工芸分野において作家、研究者、教育者などの専門家になる意欲のある人
- 4 芸術文化の多様な背景を理解し、人とのコミュニケーションを大切に考え、社会性を認識し主体性を持って他者と協働できる人
- 5 沖縄固有の芸術文化や自然等に関心があり、沖縄で学ぶことに意義を見出せる人

【入学者選抜試験の基本方針と実施】

美術工芸学部においては、学部の教育理念を踏まえ、各専攻の専門性に沿った試験を課し評価します。また、専攻ごとに設定された多様な入試科目において、「学力の3要素（基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性・多様性・協働性）」を総合的に評価します。なお、入試区分及び募集枠ごとに総合点の上位から合格者の選抜を行います。各入試区分における評価方法は以下のとおりです。

- 1 一般入試では、大学入学共通テストにおいて国語、外国語及び任意の1科目の合計3科目を課し、大学での学習に必要な知識、技能、思考力等を測り評価します。
また、個別学力検査等において、実技検査、小論文、面接（プレゼンテーションを含む）を実施し、専門分野における基礎的能力、主体性及び将来性を測り評価します。面接においては多面的・総合的な評価を行うために、調査書及び志願者本人の記載する資料等を活用します。

- 2 学校推薦型選抜では、絵画・デザイン・工芸各専攻は課題作品、小論文の提出と面接（プレゼンテーションを含む）を、芸術学専攻は小論文の提出と面接、口述試験を実施し、大学での学習に必要な知識、技能、専門分野における基礎的能力、主体性及び将来性を測り評価します。面接においては多面的・総合的な評価を行うために、調査書及び高等学校長からの推薦書、志願者本人の記載する資料等を活用します。
- 3 総合型選抜では、彫刻専攻・芸術学専攻・工芸専攻は、専攻別に設定する試験（実技検査、小論文、作品資料の提出等）及び面接（プレゼンテーション含む）を課し、大学での学習に必要な知識・技能・思考力・判断力・表現力等を測るとともに、本人の能力・適正や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判断します。また、多面的、総合的な評価を行うため、面接等において、志願者本人が記載する書類等を活用します。

2. 専攻案内

[美術学科]

美術学科は、絵画・彫刻・芸術学の3専攻で構成しています。

1. 絵画専攻

絵画専攻は、油画・日本画の分野があります。専門教育科目の履修は、各分野と分野共通の主要科目及び専門関連科目について段階的に行います。油画分野では、1年次から素描、ドローイング、油彩、素材応用表現をカリキュラムの土台とし、版表現、映像表現、インスタレーション等の課題を加えて、現代に対応する感性と表現力を養います。2、3年次の進級展を通して、自己が創出する表現テーマを探究し、段階的に卒業制作へ向かいます。日本画分野では、素描と材料技法の基本的な考え方を理解する事から始め、実習を通して伝統的な材料技法（模写、絹本、箔、裏打ち等）を習得し、課題（人物制作、風景制作、自由制作）の実践と修練を重ね、多様な表現研究の下に自己のテーマに沿って卒業制作に向かいます。分野共通の授業等では、学外演習、写真、版画などの実習をはじめ、古美術研究旅行、特論授業として、美術作家、キュレーター、評論家などによる集中講義を行います。

2. 彫刻専攻

彫刻専攻は、将来、専門家として創作活動を行うために必要な基礎学修の中で、個性の伸長を期して主体性・独創性を重視した教育を行います。また、学内外での実践的プログラムにおいて、学生の社会性と協働精神の育成を図ります。教育課程は、単に造形技法の修練のみにとどまらず、将来にわたって主体的にテーマを見出し、独創的な表現の探究を続けて行くための能力育成を目的としており、教養・専門、実技・理論教育を一体的、総合的に捉えています。

1年次から3年次前学期を通して塑造、石彫、木彫、金属、鋳造、テラコッタ等の基本的な技術と理論を修得します。また、古典から近現代にいたる彫刻とその周辺の歴史を学びつつ、3年次後学期から自己のテーマに基づいて、より実践的な展示発表を前提とした制作を行い、4年次では、前・後学期ごとに明確な計画を立てて制作し卒業作品とします。

3. 芸術学専攻

芸術学専攻は、立地する沖縄県の、特色ある文化と歴史を尊重しつつ、日本・東洋及び西洋の美術史、そして美学・芸術学の専門的な知見を幅広く教授します。それによって、古典から現代にわたる視覚芸術全般を分析的に把握し、そこで得られた読解を活かしつつ、学術論文としての文章を執筆するための方法を養うことを目的とします。また、論文のみならず、芸術を媒介とした、言葉による他者とのコミュニケーション能力を涵養し、芸術活動の未来の展望を切り開くことのできる人材を育成します。

[デザイン工芸学科]

デザイン工芸学科は、デザイン・工芸の2専攻で構成しています。

1. デザイン専攻

デザイン専攻は、様々なデザイン分野の中から学生が主体的に授業を選択できるようにカリキュラムを編成しています。

1年次では、デザインの基礎的学習を通して、描写力・構成力を養い、デザインを学ぶ者としての自覚を促します。

2・3年次では、専門的な実習・演習・講義を行います。2年次は、デザイン機器と素材の研究と平行してグループ研究を行います。3年次は、社会との繋がりを意識したデザイン実習・研究を行います。またインターンシップ(企業実習制度)を通して、産業との結びつきを理解するとともに、デザイナーとしての社会的役割を確認します。

4年次では、各学生が独自のテーマを設定し卒業制作を行います。卒業制作を通して、デザイナーとしての資質を完成させます。

2. 工芸専攻

工芸専攻は、染・織・陶芸・漆芸の分野があります。

染分野は、紅型に代表される型表現を基礎とした様々な染色技法を習熟することによって現代社会に発信・展開する力を身につける教育を主眼としています。紙漉・琉球藍研究等を通して素材の知識を深め、型紙研究・着物制作において造形力を高める授業を行っており、創造性豊かな染色表現ができる人材育成を目指しています。

織分野は、緋や浮織技法を用いた織制作をはじめ、沖縄特有の植物繊維の糸作りなど天然素材研究を行います。多様な専門技術や表現方法を学び、造形表現への展開を図り個性のある創作へと応用、展開を行います。そして、織を通して沖縄の自然や文化、社会との関わりを模索し、自己の将来を明確に展望できる人材の育成を目指しています。

陶芸分野は、陶という可能性を秘めた素材を知覚することによって創造するという欲求が生まれ、それと連動するように思考が始まり、その思考を具現化させるために技術や造形力が必要です。授業では、素材・思考・技術のファクターの相互関係や連動性の理解を促し、陶でできる多角的な表現力・造形力を養い、社会に発信できる人材の育成を目指しています。

漆芸分野は、琉球漆芸の技法や表現を吸収すると共に、幅広く日本漆芸全体を学ぶことを基礎としたうえで各自の個性を伸ばす教育を目標としています。様々な授業をとおして創作活動を実践していく専門性を習得することと同時に就職などの多様な進路にも対応し、現代社会に貢献できる人間力を身に着けることも目指しています。

沖縄県立芸術大学美術工芸学部履修規程

令和3年4月1日
沖芸大規程第55号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学学則に定めるもののほか、美術工芸学部の授業科目の種類、単位、履修方法その他必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 各授業科目の名称及び単位数は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

第3条 削除

(履修方法)

第4条 学生は、全学教育科目及び専門教育科目について学科・専攻別に定める規準により、所定の科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項の全学教育科目及び専門教育科目の履修方法は、別に定める履修要領のとおりとする。

(教職課程)

第4条の2 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目の名称並びに単位数は別表第3に定めるとおりとする。

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に基づき本学で定める単位を、別に定める履修要領に従い修得しなければならない。

(博物館学課程)

第4条の3 博物館に関する科目(指定教育科目)を別表第4に定めるとおりとする。

2 学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法及び博物館法施行規則に基づき本学で定める単位を、別に定める履修要領に従い修得しなければならない。

(授業科目の公示)

第5条 各学年度(前期及び後期)に開設する授業科目、単位数及び担当教員については、その学年度(前期及び後期)の授業開始に先立って公示する。ただし、臨時に開設する授業科目については、その都度公示する。

(履修登録)

第6条 学生は、毎学年度(前期及び後期)の定められた期間内に、履修しようとする授業科目を教務学生課に届け出ることとする。この手続きを履修登録という。

2 臨時に開設される授業科目の履修登録については、その都度公示する期間内において行うものとする。

(履修登録の制限)

第7条 授業科目の受講人数は、教材、教室の収容人員等により制限することがある。

2 受講人員が著しく少ない授業科目については、開講しないことがある。

3 個別の授業科目の履修登録にあたって、あらかじめ公示により、登録の資格に専攻又は既に履修し単位を修得した授業科目等の条件を付すことがある。

4 特に指定のある場合のほか、同一時間に1科目を超えて履修登録することはできない。

(履修登録の上限)

第8条 1箇学期に履修登録できる単位数は、原則として22単位までとする。ただし、自由科目、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目、博物館に関する科目(指定教育科目)並びに集中講義による科目を除く。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて授業科目の履修登録を認めることがある。

(履修登録の上限の緩和)

第8条の2 以下の各号をすべて満たす学生については、1箇学期につき26単位までの履修登録を認める。

(1) 前年度のすべての科目の成績において「不可」がないこと。

(2) 前年度のすべての科目の成績において「可」が1科目を超えないこと。

(1学年に修得すべき単位数)

第9条 学生は、最終年次を除き、1学年(4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。)に最低20単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目並びに博物館に関する科目(指定教育科目)を除く。

2 前項に定める要件を満たせなかった学生については、原級に留め置くこととする。ただし、原級に留め置かれる場合も、修得した単位は認定する。

3 前項本文の規定にかかわらず、姉妹校派遣留学生の留学先における学修成果について、同一年度の1年間を通して修めたものと教授会が認めた場合は、この限りではない。

(出席)

第10条 学生は、履修登録した授業科目の授業に常に出席しなければならない。

2 履修登録した授業科目にやむを得ず欠席する場合は、あらかじめ当該授業科目の担当教員に届け出なければならない。

3 次に掲げる理由により、通常の授業に出席できない場合は、当該授業科目の担当教員に届け出ることによって欠席日数に加えないものとする。ただし、第5号に該当する場合は、証明書等を添付しなければならない。

(1) 忌引

(2) 教育実習

(3) 介護等体験実習

(4) 古美術研究又は学外研究

(5) 学校保健安全法施行規則で定められた感染症

(6) その他教授会が認めた特別な理由

4 忌引日数は、次のとおりとする。

(1) 1親等の血族及び配偶者 7日間

(2) 2親等の血族及び1親等の姻族 5日間

(3) 3親等の血族及び2親等の姻族 3日間

(試験)

第11条 定期試験は、学期末に期間を定めて行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、臨時に試験を行うことがある。

(追試験)

第12条 所定の試験に欠席した者の追試験は行わない。ただし、病気その他特別な理由(第10条第3項に掲げる理由、公の証明書のある事故等)によりやむを得ず受験できなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことができる。

2 前項の規定による追試験は、当該学期の末日までに担当教員の指定した日に行う。

(再試験)

第13条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。ただし、当該学期に履修登録した授業科目

の中で教授会が認めた授業科目については、再試験を行なうことがある。

2 前項の規定による再試験は、担当教員の指定した日に行う。

(履修の要件)

第14条 授業科目の授業総時間数の3分の1以上欠席した者には、その授業科目の単位は与えない。

(成績評価の基準)

第15条 授業科目の成績評価基準は、次のとおりとする。

評語	評点	評価基準
秀 (S)	90～100点	到達目標を十分に達成し、内容が特に優れている。
優 (A)	80～89点	到達目標を十分に達成し、内容が優れている。
良 (B)	70～79点	到達目標を概ね達成している。
可 (C)	60～69点	到達目標を最低限度達成している。
不可(F)	59点以下	到達目標を達成していない。
		履修放棄又は受験放棄

2 前項の規定にかかわらず、段階評価に適さない授業科目の評語及び成績評価基準は次のとおりとし、合格 (P) を合格とし、不可 (F) を不合格とする。認定 (R) は、他大学等において修得した単位を本学において認定する場合に適用する。

評語	評価基準
合格(P)	到達目標を達成している。
不可(F)	到達目標を達成していない。
	履修放棄又は受験放棄
認定(R)	単位認定

(GPA)

第15条の2 履修した授業科目の成績の評語に対応して、次のとおりグレード・ポイント(以下、「GP」という。)を付与する。

評語	秀 (S)	優 (A)	良 (B)	可 (C)	不可(F)
GP	4	3	2	1	0

2 GPは、履修登録をした全ての授業科目を対象として付与する。ただし、次の各号に掲げる授業科目は、GPを付与しない。

- (1) 段階評価に適さない科目
- (2) 自由科目
- (3) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目。
ただし、「教育原理」「教育心理学」「特別支援教育」を除く。
- (4) 博物館に関する科目(指定教育科目)
- (5) 履修登録を削除した授業科目

3 グレード・ポイント・アベレージ(履修登録科目のGPの平均値。以下、「GPA」という。)は、次の式により計算するものとし、小数点第4位を四捨五入する。ただし、前項に定めるGPを付与しない授業科目は、GPAに算入しない。

$$GPA = \frac{\text{(履修登録科目のGP} \times \text{当該科目の単位数) の総和}}{\text{履修登録総単位数}}$$

(再登録)

第16条 既に履修し単位を修得した授業科目は、再度履修登録することはできない。ただし、不可とされた授業科目については、再度履修登録することができる。

2 前項の規定に基づき再度履修登録した授業科目については、学則第44条の規定に従って、改めて評価する。

附 則 (令和3年4月1日学長決裁)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続き在籍するものについて、廃止前の沖縄県立芸術大学美術工芸学部履修規程(平成17年3月17日評議会決定)は、この履修規程の施行後も、なおその効力を有する。

3 令和3年度以降に編入学、転入学及び再入学(以下「編入学等」という。)する学生については、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則 (令和3年9月27日学長決裁)

1 この規程は、令和3年9月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 この規程の第15条の規定は、令和3年度以降に入学(編入学等を除く。)する学生について適用し、令和2年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

3 令和3年度以降に編入学等する学生については、第15条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則 (令和4年3月24日学長決裁)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程の第2条及び第4条の2の規定は、令和4年度以降に入学する学生について適用し、令和3年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年7月18日学長決裁)

1 この規程は、令和5年7月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 この規程の第15条の規定は、令和3年度以降に入学する学生について適用し、令和2年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

3 この規程の第15条の2の規定は、令和3年度以降に入学する学生について適用する。

附 則 (令和7年3月21日学長決裁)

1 この規程は、令和7年3月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 この規程の第2条に定める別表第1及び別表第2については、令和7年度以降に入学する学生について適用し、令和6年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年1月22日学長決裁)

1 この規程は、令和8年1月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 この規程の第2条に定める別表第2については、令和8年度以降に入学する学生について適用し、令和7年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

全学教育科目及び単位

1. 初年次科目

区分	授業科目名	単位数
初年次科目	初年次セミナー	1

2. リテラシー科目

区分	授業科目名	単位数	
リテラシー科目	日本語	国語表現法	2
	情報	コンピュータ情報論	2
	外国語	英語 I	2
		英語 II	2
		英語講読 A	2
		英語講読 B	2
		英作文	2
		英語特演 I	2
		英語特演 II	2
		独語 I	2
		独語 II	2
		独語 III	2
		独語 IV	2
		独語特演 A	2
		独語特演 B	2
		仏語 I	2
		仏語 II	2
		仏語 III	2
		仏語 IV	2
		仏語特演 A	2
		仏語特演 B	2
		伊語 I	2
		伊語 II	2
		伊語 III	2
		伊語 IV	2
		伊語特演 A	2
		伊語特演 B	2
		中国語 I	2
		中国語 II	2
		中国語 III	2
	中国語 IV	2	
	中国語特演 A	2	
	中国語特演 B	2	
	日本語初級 I	2	
	日本語初級 II	2	
	日本語中級 I	2	
	日本語中級 II	2	
	日本語上級 I	2	
	日本語上級 II	2	
	日本語特演	2	

3. 一般教養科目

区分	授業科目名	単位数	
一般教養科目	人文科学系	哲学 A	2
		哲学 B	2
		宗教学	2
		言語学 A	2
		言語学 B	2
		文学概論	2
		中国文学	2
		日本文学	2
	社会科学系	考古学	2
		歴史学 A	2
		歴史学 B	2
		日本国憲法	2
		文化人類学	2
	心理学	2	
	自然科学系	数学	2
		化学	2
		生物多様性学	2
		基礎生物学	2
生命科学		2	
自然科学概論		2	
物理学	2		

4. 芸術教養科目

区分	授業科目名	単位数
芸術教養科目	美学	2
	現代芸術概論	2
	美術史	2
	民族音楽学概論	2
	音楽史	2
	ポピュラー音楽論	2
	演劇概論	2
	アートマネジメント概論	2
	キャリアデザイン基礎	2
	芸術とキャリアデザイン	2
	芸術と風土	2
	芸術と科学	2
	言語と文化	2
	芸術と心の臨床	2

5. 沖縄の文化に関する科目

区分	授業科目名	単位数
沖縄の文化に関する科目	琉球文学	2
	琉球沖縄史 A	2
	琉球沖縄史 B	2
	民俗学	2
	自然環境論	2
	沖縄学	2
	沖縄美術工芸史	2
	琉球芸能文化論	2
	琉球語基礎	2

6. 健康・運動科目

区分	授業科目名	単位数
健康・運動科目	健康・運動理論	2
	健康・運動実技 A	1
	健康・運動実技 B	1

7. 特別科目

区分	授業科目名	単位数
特別科目	SDGs と沖縄の未来探究	2

別表第2（第2条関係）

美術工芸学部専門教育科目及び単位

1 必修科目（主要科目及び専攻専門関連科目）

専攻	授業科目名	単位数	
絵画専攻	絵画基礎	5	
	箔	2	
	日本画	日本画Ⅰ	6
		日本画Ⅱ-Ⅰ	6
		日本画Ⅱ-Ⅱ	7
		日本画Ⅲ-Ⅰ	6
		日本画Ⅲ-Ⅱ	7
		装丁実習	1
		日本画Ⅳ-Ⅰ	7
		日本画Ⅳ-Ⅱ	7
	油画	油画Ⅰ	6
		油画Ⅱ-Ⅰ	6
		油画Ⅱ-Ⅱ	7
		油画Ⅲ-Ⅰ	7
		油画Ⅲ-Ⅱ	7
		油画Ⅳ-Ⅰ	7
		油画Ⅳ-Ⅱ	6
		空間デザイン	1
	絵画特論Ⅰ	2	
	絵画特論Ⅱ	2	
	古美術研究	4	
	彫刻（絵）	2	
	デザイン（絵）	2	
	工芸（絵）	2	
	彫刻専攻	彫刻Ⅰ-Ⅰ	5
		デッサン	1
		彫刻Ⅰ-Ⅱ	7
彫刻Ⅱ-Ⅰ		6	
彫刻Ⅱ-Ⅱ		6	
構成		1	
彫刻Ⅲ-Ⅰ		6	
鍛造		1	
彫刻Ⅲ-Ⅱ		6	
鑄造		1	
彫刻Ⅳ-Ⅰ		7	
彫刻Ⅳ-Ⅱ		7	
彫刻特論Ⅰ		2	
彫刻特論Ⅱ		2	
古美術研究		4	
絵画（彫）		2	
デザイン（彫）		2	
工芸（彫）	2		
美術解剖学Ⅰ（骨）	2		
芸術学専攻	素描（芸）	2	
	実技研究（絵画）	3	
	実技研究（表現）	2	
	基礎演習	2	
	学外研究	4	
	卒業論文	5	
	絵画（芸）	2	
	彫刻（芸）	2	
	デザイン（芸）	2	
	工芸（芸）	2	

専攻	授業科目名	単位数	
デザイン専攻	デザインⅠ	3	
	木工芸基礎	2	
	立体造形（デ）	2	
	素描（デ）	1	
	色彩構成	2	
	空間構成	2	
	デザインⅡ-Ⅰ	7	
	デザインⅡ-Ⅱ	7	
	デザインⅢ-Ⅰ	7	
	デザインⅢ-Ⅱ	7	
	デザインⅣ-Ⅰ	7	
	デザインⅣ-Ⅱ	7	
	デザイン特別演習	2	
	学外研究	4	
	絵画（デ）	2	
	彫刻（デ）	2	
	工芸（デ）	2	
	工芸専攻	描写	1
		色彩	1
立体構成		1	
工芸Ⅰ		7	
工芸Ⅱ		5	
立体造形（工）		1	
版画		1	
デザインと素材		1	
古美術研究		4	
陶芸分野		陶芸Ⅰ	7
		陶芸Ⅱ-Ⅰ	6
		陶芸Ⅱ-Ⅱ	7
		陶芸Ⅲ-Ⅰ	7
		陶芸Ⅲ-Ⅱ	7
		窯業化学	2
陶芸特別演習		2	
染分野		染Ⅰ	7
		染Ⅱ-Ⅰ	6
		染Ⅱ-Ⅱ	7
		染Ⅲ-Ⅰ	7
		染Ⅲ-Ⅱ	7
織分野		織Ⅰ	7
		織Ⅱ-Ⅰ	6
		織Ⅱ-Ⅱ	7
		織Ⅲ-Ⅰ	7
		織Ⅲ-Ⅱ	7
染・織分野		繊維科学	2
	染色化学	2	
	染織特別演習	2	
漆芸分野	漆芸Ⅰ	7	
	漆芸Ⅱ-Ⅰ	6	
	漆芸Ⅱ-Ⅱ	7	
	漆芸Ⅲ-Ⅰ	7	
	漆芸Ⅲ-Ⅱ	7	
	漆芸科学	2	
	漆芸特別演習	2	
	絵画（工）	2	
	彫刻（工）	2	
	デザイン（工）	2	

別表第2（第2条関係）

美術工芸学部専門教育科目及び単位

2-1 選択科目（主要科目）

専攻	授業科目名	単位数
芸術学専攻	美学演習Ⅰ-A	2
	美学演習Ⅰ-B	2
	美学演習Ⅱ-A	2
	美学演習Ⅱ-B	2
	芸術学演習Ⅰ-A	2
	芸術学演習Ⅰ-B	2
	芸術学演習Ⅱ-A	2
	芸術学演習Ⅱ-B	2
	日本美術史演習Ⅰ-A	2
	日本美術史演習Ⅰ-B	2
	日本美術史演習Ⅱ-A	2
	日本美術史演習Ⅱ-B	2
	東洋美術史演習Ⅰ-A	2
	東洋美術史演習Ⅰ-B	2
	東洋美術史演習Ⅱ-A	2
	東洋美術史演習Ⅱ-B	2
	西洋美術史演習Ⅰ-A	2
	西洋美術史演習Ⅰ-B	2
	西洋美術史演習Ⅱ-A	2
	西洋美術史演習Ⅱ-B	2
	芸術文化論演習A	2
	芸術文化論演習B	2
	語学演習A-I（英語）	2
	語学演習A-II（英語）	2
	語学演習B-I（独語）	2
	語学演習B-II（独語）	2
	語学演習C-I（仏語）	2
	語学演習C-II（仏語）	2
	語学演習D-I（伊語）	2
	語学演習D-II（伊語）	2
	原典研究A-I（古文書）	2
	原典研究A-II（古文書）	2
	原典研究B-I（漢文）	2
	原典研究B-II（漢文）	2
	原典研究C-I（ラテン語）	2
	原典研究C-II（ラテン語）	2
	美学特講	2
	芸術学特講	2
	東洋美術史特講	2
	日本美術史特講	2
	西洋美術史特講	2
	比較芸術学特講	2

2-2 選択科目（専攻専門関連科目）

専攻	授業科目名	単位数	
彫刻専攻	美術解剖学Ⅱ（筋）	2	
	芸術学専攻	絵画演習A	2
		絵画演習B	2
		彫刻演習A	2
		彫刻演習B	2
		デザイン演習A	2
		デザイン演習B	2
		工芸演習A	2
工芸演習B		2	
デザイン専攻	西洋建築史	2	
	日本建築史	2	
	クラフトデザイン計画	2	
	プロダクトデザイン論	2	
	ビジュアルデザイン論	2	
	視覚伝達論A（印刷）	2	
	視覚伝達論B（映像）	2	
	環境造形論	2	
人間工学	2		
工芸専攻	陶磁史	2	
	染織工芸史	2	
	生活造形論	2	
	装飾論	2	
	漆芸論	2	
色彩論	2		

別表第2（第2条関係）
美術工芸学部専門教育科目及び単位
2-3 選択科目（共通専門関連科目）

専攻	授業科目名	単位数
全専攻共通	美術解剖学Ⅰ（骨）	2
	美術解剖学Ⅱ（筋）	2
	金属演習	2
	芸術心理学	2
	芸術学	2
	絵画史	2
	彫刻史	2
	デザイン史	2
	工芸史	2
	書道史	2
	現代芸術論A	2
	現代芸術論B	2
	一般芸術学	2
	日本美術史	2
	東洋美術史	2
	西洋美術史A	2
	西洋美術史B	2
	西洋建築史	2
	日本建築史	2
	クラフトデザイン計画	2
	プロダクトデザイン論	2
	ビジュアルデザイン論	2
	視覚伝達論A（印刷）	2
	視覚伝達論B（映像）	2
	環境造形論	2
	人間工学	2
	CG基礎	2
	陶磁史	2
	染織工芸史	2
	生活造形論	2
	装飾論	2
	図法及び製図A	2
図法及び製図B	2	
漆芸論	2	
色彩論	2	

3 自由科目

専攻	授業科目名	単位数
全専攻共通 (提供専攻除く)	写真演習	2
	スクリーン印刷演習	2

別表第3（第4条の2関係）
「各教科の指導法」の科目及び単位

授業科目名	単位数
美術科教育法Ⅰ	2
美術科教育法Ⅱ	4
美術科教育法Ⅲ	2
工芸科教育法	4

教育の基礎的理解に関する科目等及び単位

授業科目名	単位数
教育原理	2
教職論	2
教育行政	2
教育心理学	2
特別支援教育	2
教育課程	2
道徳の理論及び指導法	2
総合的な学習の時間の指導法	2
特別活動	2
教育方法（情報通信技術の活用含む）	2
生徒・進路指導論	2
学校カウンセリング	2
教育実習（長期）	5
教育実習（短期）	3
教職実践演習（中・高）	2

別表第3（第4条の3関係）
博物館に関する科目（指定教育科目）及び単位

授業科目名	単位数
生涯学習概論	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館教育論	2
博物館実習	3

4. 沖縄県立芸術大学美術工芸学部履修要領

この要領は、沖縄県立芸術大学美術工芸学部履修規程（以下「規程」という。）第4条第1項及び第2項に基づき、授業科目の区分、卒業要件単位、授業科目の履修方法その他必要な事項を定める。

1 授業科目の区分と卒業要件単位

本学における授業科目は、全学教育科目と専門教育科目からなっている。本学を卒業するためには、4年以上在学し、それぞれの専攻分野の履修方法に従って、下表に示す最低基準の単位を修得しなければならない。

美術工芸学部全専攻

区 分		所要単位数		備 考	
全学教育科目	初年次科目	1		1年次必修	
	リテラシー科目	日本語 情 報	10～		
		外国語		8～	英語 I・II は必修 その他 4 単位は同一言語から履修
		一般教養科目	人文科学系	2～	8～
	社会科学系		2～		
	自然科学系		2～		
	芸術教養科目	4～		「芸術とキャリアデザイン」は 3年次必修	
	沖縄の文化に関する科目	4～			
	健康・運動科目	2～			
特別科目					
専門教育科目		76～			
卒業要件単位		124		教育の基礎的理解に関する科目等のうち、「教育原理」「教育心理学」「特別支援教育」の修得単位を卒業要件単位に算入できる。	

2 授業科目の履修方法

教育課程の編成にあたっては、1年次から全学教育科目及び専門教育科目を並行して履修することになっているが、原則としてリテラシー科目、健康・運動科目は1、2年次を中心に、その他の全学教育科目及び専門教育科目は1年次から4年次にわたって履修するようになっている。卒業要件単位については、各区分の所要単位数を満たせばどの区分からも任意に履修できる。

本要領に定める表に記載されている各科目の開講学期は標準として定められているものであり、変更となることがある。このほか、隔年開講や臨時での休講のために開講しないことがある等、年度により開講状況や方法が変更となることがあるため、履修の際は各年度の開設科目表を確認すること。

(1) 全学教育科目

全学教育科目には7つの区分がある。それぞれの区分の開設の目的は次のとおりである。

初年次科目は全ての新生を対象（必修）とし、高校から大学への移行を円滑に促すため、大学における学修や生活に必要な技能や知識、態度や心構えを身につける目的で開設される。

リテラシー科目は、言語コミュニケーション能力や情報コミュニケーション能力の養成を目的として開設され、学修活動の基礎となる自己表現力を磨く科目である。

一般教養科目は、人文科学、社会科学、自然科学の3分野で構成されており、教養の基礎を学ぶための科目が広く置かれている。

芸術教養科目は広範な芸術に関する教養を身につけるために開設され、専門以外の芸術諸領域についても学べるようになっている。

沖縄の文化に関する科目は、沖縄文化に関する広範な教養を身につけるために開設され、沖縄の歴史、文化、芸術などの諸領域について深く学べるようになっている。

健康・運動科目は、理論と実技を通して健康に関する正しい知識と態度を身につけ、生涯にわたって健康で豊かな生活をつくり上げていくための基本的な姿勢を培うことを目的としている。

特別科目は、上記区分によらない科目のために開設される科目となっている。

外国語の履修

- a 外国語は、8単位を卒業要件のための最低単位とし、Ⅰ～Ⅳは段階的に履修しなければならない。
- b 外国語8単位のうち、「英語Ⅰ」及び「英語Ⅱ」の4単位を必修とする。ただし、日本語を母語としない留学生は、「日本語」諸科目から4単位を必修とする。
- c 英語は原則として1年次の前期から受講を開始し、「英語Ⅰ」及び「英語Ⅱ」は2年次の後期までに履修すること。
- d 前期開設の「英語Ⅱ」及び後期開設の「英語Ⅰ」は、原則として再履修者以外は登録できない。
- e 外国語8単位のうち「英語Ⅰ」及び「英語Ⅱ」以外の4単位は、同一言語で履修すること。
- f 外国語における「日本語」諸科目は、日本語を母語としない留学生のみが登録できる科目である。
- g 外国語については、当該科目の担当教員が履修相当の実力を有すると判断した学生に限り、段階的履修の条件が免除される。該当する学生は、登録の際に「外国語科目段階的履修免除申請書」及び「外国語科目段階的履修免除許可書」を教務学生課に提出すること。

初年次科目

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考
初年次科目	11013	初年次セミナー	1	0-2	1	前	演習	1単位必修

リテラシー科目

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考		
リテラシー科目	日本語	11045	国語表現法	2	2-0	1~4	前・後	講義	8単位必修 ※英語Ⅰ・Ⅱ以外は同一言語から4単位必修 10単位必修	
	情報	13061	コンピュータ情報論	2	2-0	1~4	前・後	講義		
	外国語	17111	英語Ⅰ	2	3-1	1~4	前・後	演習		必修
		17112	英語Ⅱ	2	3-1	1~4	前・後	演習		
		17163	英語講読A	2	2-0	1~4	前	講義		
		17164	英語講読B	2	2-0	1~4	後	講義		
		17165	英文法	2	2-0	1~4	後	講義		
		17166	英作文	2	2-0	1~4	前	講義		
		17161	英語特演Ⅰ	2	2-0	1~4	前	講義		
		17162	英語特演Ⅱ	2	2-0	1~4	後	講義		
		17121	独語Ⅰ	2	3-1	1~4	前	演習		
		17122	独語Ⅱ	2	3-1	1~4	後	演習		
		17123	独語Ⅲ	2	2-0	1~4	前	講義		
		17124	独語Ⅳ	2	2-0	1~4	後	講義		
		17127	独語特演A	2	2-0	1~4	前	講義		
		17128	独語特演B	2	2-0	1~4	後	講義		
		17131	仏語Ⅰ	2	3-1	1~4	前	演習		
		17132	仏語Ⅱ	2	3-1	1~4	後	演習		
		17133	仏語Ⅲ	2	2-0	1~4	前	講義		
		17134	仏語Ⅳ	2	2-0	1~4	後	講義		
		17137	仏語特演A	2	2-0	1~4	前	講義		
		17138	仏語特演B	2	2-0	1~4	後	講義		
		17141	伊語Ⅰ	2	3-1	1~4	前	演習		
		17142	伊語Ⅱ	2	3-1	1~4	後	演習		
		17143	伊語Ⅲ	2	2-0	1~4	前	講義		
		17144	伊語Ⅳ	2	2-0	1~4	後	講義		
		17147	伊語特演A	2	2-0	1~4	前	講義		
		17148	伊語特演B	2	2-0	1~4	後	講義		
		17151	中国語Ⅰ	2	3-1	1~4	前	演習		
		17152	中国語Ⅱ	2	3-1	1~4	後	演習		
		17153	中国語Ⅲ	2	2-0	1~4	前	講義		
		17154	中国語Ⅳ	2	2-0	1~4	後	講義		
	17157	中国語特演A	2	2-0	1~4	前	講義			
	17158	中国語特演B	2	2-0	1~4	後	講義			
17191	日本語初級Ⅰ	2	3-1	留学生	前	演習	留学生対象科目			
17192	日本語初級Ⅱ	2	3-1	留学生	後	演習				
17193	日本語中級Ⅰ	2	3-1	留学生	前	演習				
17194	日本語中級Ⅱ	2	3-1	留学生	後	演習				
17195	日本語上級Ⅰ	2	2-0	留学生	前	講義				
17196	日本語上級Ⅱ	2	2-0	留学生	後	講義				
17197	日本語特演	2	3-1	留学生	後	演習				

一般教養科目

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考	
一般教養科目	人文科学系	11011	哲学A	2	2-0	1~4	前	講義	2単位必修
		11012	哲学B	2	2-0	1~4	後	講義	
		11021	宗教学	2	2-0	1~4	後	講義	
		11033	言語学A	2	2-0	1~4	前	講義	
		11034	言語学B	2	2-0	1~4	後	講義	
		11041	文学概論	2	2-0	1~4	後	講義	
		11044	中国文学	2	2-0	1~4	後	講義	
		11046	日本文学	2	2-0	1~4	後	講義	
	社会科学系	12014	考古学	2	2-0	1~4	前	講義	2単位必修
		12022	歴史学A	2	2-0	1~4	後	講義	
		12023	歴史学B	2	2-0	1~4	前	講義	
		12021	日本国憲法	2	2-0	1~4	前・後	講義	
		12031	文化人類学	2	2-0	1~4	前	講義	
		12041	心理学	2	2-0	1~4	前・後	講義	
	自然科学系	13011	数学	2	2-0	1~4	前	講義	2単位必修
		13021	化学	2	2-0	1~4	後	講義	
		13034	基礎生物学	2	2-0	1~4	前	講義	
		13033	生物多様性学	2	2-0	1~4	後	講義	
13042		生命科学	2	2-0	1~4	後	講義		
13053		自然科学概論	2	2-0	1~4	前・後	講義		
13071		物理学	2	2-0	1~4	後	講義		

芸術教養科目

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考	
芸術教養科目	15122	美学	2	2-0	1~4	前	講義	4単位必修	
	15123	現代芸術概論	2	2-0	1~4	前	講義		
	15136	美術史	2	2-0	1~4	後	講義		
	16122	民族音楽学概論	2	2-0	1~4	前	講義		
	16133	音楽史	2	2-0	1~4	後	講義		
	52501	ポピュラー音楽論	2	2-0	1~4	後	講義		
	16905	演劇概論	2	2-0	1~4	後	講義		
	14061	アートマネジメント概論	2	2-0	1~4	後	講義		
	14056	芸術とキャリアデザイン	2	2-0	3	前	講義		3年次必修
	14055	キャリアデザイン基礎	2	2-0	1~4	後	講義		
	14013	芸術と風土	2	2-0	1~4	前	講義		
	14023	芸術と科学	2	2-0	1~4	後	講義		
	14033	言語と文化	2	2-0	1~4	後	講義		
	14052	芸術と心の臨床	2	2-0	1~4	前	講義		

沖縄の文化に関する科目

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考
沖縄の文化に関する科目	11047	琉球文学	2	2-0	1~4	前	講義	4単位必修
	12024	琉球沖縄史A	2	2-0	1~4	前	講義	
	12025	琉球沖縄史B	2	2-0	1~4	後	講義	
	12032	民俗学	2	2-0	1~4	前	講義	
	13052	自然環境論	2	2-0	1~4	前・後	講義	
	14041	沖縄学	2	1-0	1~4	前	講義	
	15135	沖縄美術工芸史	2	2-0	1~2	後	講義	
	16141	琉球芸能文化論	2	2-0	1~2	後	講義	
11035	琉球語基礎	2	2-0	1~4	前	講義		

健康・運動科目

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考
健康・運動実技	18011	健康・運動理論	2	2-0	1~4	前・後	講義	2単位必修
	18012	健康・運動実技A	1	0-2	1~4	前・後	実技	
	18013	健康・運動実技B	1	0-2	1~4	前・後	実技	

特別科目

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考
特別科目	19001	SDGsと沖縄の未来探究	2	2-6	1~4	前	実習	卒業要件単位に含む。

(2) 美術工芸学部専門教育科目

専門教育科目の履修

- a 専門教育科目については、次の表に示すように1年次から4年次までの間に、それぞれの専攻に応じて設定された主要科目及び専門関連科目について所定の単位を履修することとなっている。したがって、学生はそれぞれ専攻ごとに定められた教育課程に基づいて履修計画をたて、計画的に学習していなければならない。
- b 主要科目のうち、実技を主体とした必修科目については1年次から段階的に履修していくようになっている。もし、当該年次又は学期で履修指定された科目が履修できなかった場合は、次の年次又は学期に履修すべき科目の登録ができないので十分に注意すること。
- c 専門関連科目については、造形芸術を修める者には必要な芸術学や美術史等の芸術理論に関する科目を中心に設定されている。科目の選択に当っては、各専攻によって履修単位が異なるので十分に注意して履修すること。
(なお、専門関連科目は、専攻独自開設の専攻専門関連科目と学部共通に提供される共通専門関連科目から構成されている。)
- d 自由科目については、「写真演習」及び「スクリーン印刷演習」の2科目が開設されている。卒業単位としては認められないため、注意すること。

絵画専攻

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考	
必修科目	主要科目	21110	絵画基礎	5	0-10	1	前	実技	5単位必修
		21113	箔	2	1-2	1	後	演習	2単位必修
		21112	日本画Ⅰ	6	0-12	1	後	実技	日本画 47単位必修
		21213	日本画Ⅱ-I	6	0-12	2	前	実技	
		21214	日本画Ⅱ-II	7	0-14	2	後	実技	
		21312	日本画Ⅲ-I	6	0-12	3	前	実技	
		21313	日本画Ⅲ-II	7	0-14	3	後	実技	
		21314	装丁実習	1	0-2	3	前	実技	
		21413	日本画Ⅳ-I	7	0-14	4	前	実技	
		21414	日本画Ⅳ-II	7	0-14	4	後	実技	
		21122	油画Ⅰ	6	0-12	1	後	実技	油画 47単位必修
		21223	油画Ⅱ-I	6	0-12	2	前	実技	
		21224	油画Ⅱ-II	7	0-14	2	後	実技	
		21322	油画Ⅲ-I	7	0-14	3	前	実技	
		21325	油画Ⅲ-II	7	0-14	3	後	実技	
		21426	油画Ⅳ-I	7	0-14	4	前	実技	
		21427	油画Ⅳ-II	6	0-12	4	後	実技	
	21424	空間デザイン	1	0-2	4	後	実技		
	21231	絵画特論Ⅰ	2	1-0	1	通年	講義	8単位必修	
	21331	絵画特論Ⅱ	2	1-0	2	通年	講義		
21291	古美術研究	4	2-4	2	後	演習			
専攻専門 関連科目	21132	彫刻(絵)	2	1-2	1	前	演習	6単位必修	
	21133	デザイン(絵)	2	1-2	1	前	演習		
	21209	工芸(絵)	2	1-2	2	前	演習		

絵画専攻

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考	
選択科目	共通専門関連科目	22132	美術解剖学Ⅰ（骨）	2	2-0	1～4	前	講義	8単位以上 選択必修
		22133	美術解剖学Ⅱ（筋）	2	2-0	1～4	前	講義	
		22202	金属演習	2	1-2	2～4	後	演習	
		23125	芸術心理学	2	2-0	1～4	後	講義	
		23126	芸術学	2	2-0	1～4	前	講義	
		23138	絵画史	2	2-0	1～4	後	講義	
		23135	彫刻史	2	2-0	1～4	前	講義	
		23136	デザイン史	2	2-0	1～4	前	講義	
		23137	工芸史	2	2-0	1～4	前	講義	
		23141	書道史	2	2-0	1～4	前	講義	
		23142	現代芸術論A	2	2-0	1～4	前	講義	
		23143	現代芸術論B	2	2-0	1～4	後	講義	
		23145	一般芸術学	2	2-0	1～4	後	講義	
		23146	日本美術史	2	2-0	1～4	前	講義	
		23147	東洋美術史	2	2-0	1～4	前	講義	
		23148	西洋美術史A	2	2-0	1～4	前	講義	
		23149	西洋美術史B	2	2-0	1～4	後	講義	
		24132	西洋建築史	2	2-0	1～4	前	講義	
		24133	日本建築史	2	2-0	1～4	後	講義	
		24153	クラフトデザイン計画	2	2-0	1～4	後	講義	
		24161	プロダクトデザイン論	2	2-0	1～4	後	講義	
		24162	ビジュアルデザイン論	2	2-0	1～4	前	講義	
		24171	視覚伝達論A（印刷）	2	1-1	1～4	前	演習	
		24172	視覚伝達論B（映像）	2	1-1	1～4	後	演習	
		24181	環境造形論	2	2-0	1～4	前	講義	
		24184	人間工学	2	2-0	1～4	後	講義	
		24252	C G基礎	2	1-1	2～4	後	演習	
		25131	陶磁史	2	2-0	1～4	前	講義	
		25132	染織工芸史	2	2-0	1～4	前	講義	
		25151	生活造形論	2	2-0	1～4	後	講義	
		25152	装飾論	2	2-0	1～4	後	講義	
		24163	図法及び製図A	2	1-1	1～4	前	演習	
		24164	図法及び製図B	2	1-1	1～4	後	演習	
25171	漆芸論	2	2-0	1～4	後	講義			
25177	色彩論	2	2-0	1～4	前	講義			

彫刻専攻

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考	
必修科目	主要科目	22113	彫刻Ⅰ-I	5	0-10	1	前	実技	62単位必修
		22110	デッサン	1	0-2	1	前	実技	
		22114	彫刻Ⅰ-II	7	0-14	1	後	実技	
		22213	彫刻Ⅱ-I	6	0-12	2	前	実技	
		22214	彫刻Ⅱ-II	6	0-12	2	後	実技	
		22215	構成	1	0-2	2	後	実技	
		22313	彫刻Ⅲ-I	6	0-12	3	前	実技	
		22314	鍛造	1	0-2	3	前	実技	
		22315	彫刻Ⅲ-II	6	0-12	3	後	実技	
		22316	鋳造	1	0-2	3	後	実技	
		22414	彫刻Ⅳ-I	7	0-14	4	前	実技	
		22415	彫刻Ⅳ-II	7	0-14	4	後	実技	
		22231	彫刻特論Ⅰ	2	1-0	2	通年	講義	
		22331	彫刻特論Ⅱ	2	1-0	3	通年	講義	
		22291	古美術研究	4	2-4	2	後	演習	
専攻 関連科目	専攻 関連科目	22121	絵画(彫)	2	1-2	1	前	演習	8単位必修
		22209	デザイン(彫)	2	1-2	2	前	演習	
		22341	工芸(彫)	2	1-2	3	前	演習	
		22132	美術解剖学Ⅰ(骨)	2	2-0	1~4	前	講義	

彫刻専攻

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考
選択科目 共通専門関連科目	専攻専門関連科目 22133	美術解剖学Ⅱ（筋）	2	2-0	1～4	前	講義	〈必修指定〉彫刻史
	23125	芸術心理学	2	2-0	1～4	後	講義	
	23126	芸術学	2	2-0	1～4	前	講義	
	23138	絵画史	2	2-0	1～4	後	講義	
	23135	彫刻史	2	2-0	1～4	前	講義	
	23136	デザイン史	2	2-0	1～4	前	講義	
	23137	工芸史	2	2-0	1～4	前	講義	
	23141	書道史	2	2-0	1～4	前	講義	
	23142	現代芸術論A	2	2-0	1～4	前	講義	
	23143	現代芸術論B	2	2-0	1～4	後	講義	
	23145	一般芸術学	2	2-0	1～4	後	講義	
	23146	日本美術史	2	2-0	1～4	前	講義	6単位以上 選択必修
	23147	東洋美術史	2	2-0	1～4	前	講義	
	23148	西洋美術史A	2	2-0	1～4	前	講義	
	23149	西洋美術史B	2	2-0	1～4	後	講義	
	24132	西洋建築史	2	2-0	1～4	前	講義	
	24133	日本建築史	2	2-0	1～4	後	講義	
	24153	クラフトデザイン計画	2	2-0	1～4	後	講義	
	24161	プロダクトデザイン論	2	2-0	1～4	後	講義	
	24162	ビジュアルデザイン論	2	2-0	1～4	前	講義	
	24171	視覚伝達論A（印刷）	2	1-1	1～4	前	演習	
	24172	視覚伝達論B（映像）	2	1-1	1～4	後	演習	
	24181	環境造形論	2	2-0	1～4	前	講義	
	24184	人間工学	2	2-0	1～4	後	講義	
	24252	C G 基礎	2	1-1	2～4	後	演習	
	25131	陶磁史	2	2-0	1～4	前	講義	
	25132	染織工芸史	2	2-0	1～4	前	講義	
	25151	生活造形論	2	2-0	1～4	後	講義	
	25152	装飾論	2	2-0	1～4	後	講義	
	24163	図法及び製図A	2	1-1	1～4	前	演習	
	24164	図法及び製図B	2	1-1	1～4	後	演習	
	25171	漆芸論	2	2-0	1～4	後	講義	
	25177	色彩論	2	2-0	1～4	前	講義	

芸術学専攻

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考	
必修科目	主要科目	23110	素描 (芸)	2	1-2	1	前	演習	18単位必修
		23114	実技研究 (絵画)	3	0-6	1	後	実技	
		23115	実技研究 (表現)	2	0-4	1	後	実技	
		23113	基礎演習	2	1-3	1	後	演習	
		23217	学外研究	4	2-4	2	後	演習	
	23411	卒業論文	5	2-3	4	通年	演習		
	関連科目	23151	絵画 (芸)	2	1-2	1	前	演習	8単位必修
		23152	彫刻 (芸)	2	1-2	1	前	演習	
		23153	デザイン (芸)	2	1-2	1	前	演習	
		23154	工芸 (芸)	2	1-2	1	前	演習	
選択科目	主要科目	23448	美学演習 I - A	2	1-3	3~4	前	演習	16単位以上 選択必修
		23449	美学演習 I - B	2	1-3	3~4	後	演習	
		23450	美学演習 II - A	2	1-3	3~4	前	演習	
		23451	美学演習 II - B	2	1-3	3~4	後	演習	
		23452	芸術学演習 I - A	2	1-3	3~4	前	演習	
		23453	芸術学演習 I - B	2	1-3	3~4	後	演習	
		23454	芸術学演習 II - A	2	1-3	3~4	前	演習	
		23455	芸術学演習 II - B	2	1-3	3~4	後	演習	
		23456	日本美術史演習 I - A	2	1-3	3~4	前	演習	
		23457	日本美術史演習 I - B	2	1-3	3~4	後	演習	
		23458	日本美術史演習 II - A	2	1-3	3~4	前	演習	
		23459	日本美術史演習 II - B	2	1-3	3~4	後	演習	
		23460	東洋美術史演習 I - A	2	1-3	3~4	前	演習	
		23461	東洋美術史演習 I - B	2	1-3	3~4	後	演習	
		23462	東洋美術史演習 II - A	2	1-3	3~4	前	演習	
		23463	東洋美術史演習 II - B	2	1-3	3~4	後	演習	
		23464	西洋美術史演習 I - A	2	1-3	3~4	前	演習	
		23465	西洋美術史演習 I - B	2	1-3	3~4	後	演習	
		23466	西洋美術史演習 II - A	2	1-3	3~4	前	演習	
		23467	西洋美術史演習 II - B	2	1-3	3~4	後	演習	
	主要科目	23270	芸術文化論演習 A	2	1-3	2~4	前	演習	12単位以上 選択必修
		23271	芸術文化論演習 B	2	1-3	2~4	前	演習	
		23468	語学演習 A - I (英語)	2	1-3	2~4	前	演習	
		23469	語学演習 A - II (英語)	2	1-3	2~4	後	演習	
		23470	語学演習 B - I (独語)	2	1-3	2~4	前	演習	
		23471	語学演習 B - II (独語)	2	1-3	2~4	後	演習	
		23472	語学演習 C - I (仏語)	2	1-3	2~4	前	演習	
		23473	語学演習 C - II (仏語)	2	1-3	2~4	後	演習	
		23474	語学演習 D - I (伊語)	2	1-3	2~4	前	演習	
		23475	語学演習 D - II (伊語)	2	1-3	2~4	後	演習	
	主要科目	23476	原典研究 A - I (古文書)	2	1-3	2~4	前	演習	6単位以上 選択必修
		23477	原典研究 A - II (古文書)	2	1-3	2~4	後	演習	
		23478	原典研究 B - I (漢文)	2	1-3	2~4	前	演習	
		23479	原典研究 B - II (漢文)	2	1-3	2~4	後	演習	
		23480	原典研究 C - I (ラテン語)	2	1-3	2~4	前	演習	
		23481	原典研究 C - II (ラテン語)	2	1-3	2~4	後	演習	
		23438	美学特講	2	2-0	2~4	前	講義	
		23439	芸術学特講	2	2-0	2~4	後	講義	
		23440	東洋美術史特講	2	2-0	2~4	前	講義	
		23228	日本美術史特講	2	2-0	2~4	後	講義	
23441	西洋美術史特講	2	2-0	2~4	後	講義			
23227	比較芸術学特講	2	2-0	2~4	後	講義			

芸術学専攻

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考
専攻科目 関連科目	23330	絵画演習A	2	1-2	2～3	前	演習	16単位以上 選択必修
	23331	絵画演習B	2	1-2	2～3	後	演習	
	23261	彫刻演習A	2	1-2	2～3	前	演習	
	23262	彫刻演習B	2	1-2	2～3	後	演習	
	23334	デザイン演習A	2	1-2	2～3	前	演習	
	23335	デザイン演習B	2	1-2	2～3	後	演習	
	23336	工芸演習A	2	1-2	2～3	前	演習	
	23337	工芸演習B	2	1-2	2～3	後	演習	
選択科目 共通科目 関連科目	22132	美術解剖学Ⅰ（骨）	2	2-0	1～4	前	講義	
	22133	美術解剖学Ⅱ（筋）	2	2-0	1～4	前	講義	
	22202	金属演習	2	1-2	2～4	後	演習	
	23125	芸術心理学	2	2-0	1～4	後	講義	
	23126	芸術学	2	2-0	1～4	前	講義	
	23138	絵画史	2	2-0	1～4	後	講義	
	23135	彫刻史	2	2-0	1～4	前	講義	
	23136	デザイン史	2	2-0	1～4	前	講義	
	23137	工芸史	2	2-0	1～4	前	講義	
	23141	書道史	2	2-0	1～4	前	講義	
	23142	現代芸術論A	2	2-0	1～4	前	講義	
	23143	現代芸術論B	2	2-0	1～4	後	講義	
	23145	一般芸術学	2	2-0	1～4	後	講義	
	23146	日本美術史	2	2-0	1～4	前	講義	
	23147	東洋美術史	2	2-0	1～4	前	講義	
	23148	西洋美術史A	2	2-0	1～4	前	講義	
	23149	西洋美術史B	2	2-0	1～4	後	講義	
	24132	西洋建築史	2	2-0	1～4	前	講義	
	24133	日本建築史	2	2-0	1～4	後	講義	
	24153	クラフトデザイン計画	2	2-0	1～4	後	講義	
	24161	プロダクトデザイン論	2	2-0	1～4	後	講義	
	24162	ビジュアルデザイン論	2	2-0	1～4	前	講義	
	24171	視覚伝達論A（印刷）	2	1-1	1～4	前	演習	
	24172	視覚伝達論B（映像）	2	1-1	1～4	後	演習	
	24181	環境造形論	2	2-0	1～4	前	講義	
	24184	人間工学	2	2-0	1～4	後	講義	
	24252	C G 基礎	2	1-1	2～4	後	演習	
	25131	陶磁史	2	2-0	1～4	前	講義	
	25132	染織工芸史	2	2-0	1～4	前	講義	
	25151	生活造形論	2	2-0	1～4	後	講義	
25152	装飾論	2	2-0	1～4	後	講義		
24163	図法及び製図A	2	1-1	1～4	前	演習		
24164	図法及び製図B	2	1-1	1～4	後	演習		
25171	漆芸論	2	2-0	1～4	後	講義		
25177	色彩論	2	2-0	1～4	前	講義		

デザイン専攻

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考	
必修科目	主要科目	24112	デザインⅠ	3	0-6	1	前	実技	60単位必修
		24113	木工芸基礎	2	1-2	1	後	演習	
		24114	立体造形(デ)	2	1-2	1	後	演習	
		24115	素描(デ)	1	0-2	1	後	実技	
		24116	色彩構成	2	1-2	1	後	演習	
		24117	空間構成	2	1-2	1	後	演習	
		24223	デザインⅡ-I	7	0-14	2	前	実技	
		24224	デザインⅡ-II	7	0-14	2	後	実技	
		24343	デザインⅢ-I	7	0-14	3	前	実技	
		24344	デザインⅢ-II	7	0-14	3	後	実技	
		24433	デザインⅣ-I	7	0-14	4	前	実技	
		24434	デザインⅣ-II	7	0-14	4	後	実技	
		24331	デザイン特別演習	2	1-2	3	前	演習	
	24391	学外研究	4	2-4	3	後	演習		
関連科目	専攻専門	24121	絵画(デ)	2	1-2	1	前	演習	6単位必修
		24123	彫刻(デ)	2	1-2	1	前	演習	
		24124	工芸(デ)	2	1-2	1	前	演習	

デザイン専攻

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考	
選択科目	専攻科目	24132	西洋建築史	2	2-0	1～4	前	講義	10単位以上 選択必修
		24133	日本建築史	2	2-0	1～4	後	講義	
		24153	クラフトデザイン計画	2	2-0	1～4	後	講義	
		24161	プロダクトデザイン論	2	2-0	1～4	後	講義	
		24162	ビジュアルデザイン論	2	2-0	1～4	前	講義	
		24171	視覚伝達論A (印刷)	2	1-1	1～4	前	演習	
		24172	視覚伝達論B (映像)	2	1-1	1～4	後	演習	
		24181	環境造形論	2	2-0	1～4	前	講義	
		24184	人間工学	2	2-0	1～4	後	講義	
	共通科目	22132	美術解剖学Ⅰ (骨)	2	2-0	1～4	前	講義	
		22133	美術解剖学Ⅱ (筋)	2	2-0	1～4	前	講義	
		22202	金属演習	2	1-2	2～4	後	演習	
		23125	芸術心理学	2	2-0	1～4	後	講義	
		23126	芸術学	2	2-0	1～4	前	講義	
		23138	絵画史	2	2-0	1～4	後	講義	
		23135	彫刻史	2	2-0	1～4	前	講義	
		23136	デザイン史	2	2-0	1～4	前	講義	
		23137	工芸史	2	2-0	1～4	前	講義	
		23141	書道史	2	2-0	1～4	前	講義	
		23142	現代芸術論A	2	2-0	1～4	前	講義	
		23143	現代芸術論B	2	2-0	1～4	後	講義	
		23145	一般芸術学	2	2-0	1～4	後	講義	
		23146	日本美術史	2	2-0	1～4	前	講義	
		23147	東洋美術史	2	2-0	1～4	前	講義	
		23148	西洋美術史A	2	2-0	1～4	前	講義	
		23149	西洋美術史B	2	2-0	1～4	後	講義	
		24252	C G 基礎	2	1-1	2～4	後	演習	
		25131	陶磁史	2	2-0	1～4	前	講義	
		25132	染織工芸史	2	2-0	1～4	前	講義	
		25151	生活造形論	2	2-0	1～4	後	講義	
		25152	装飾論	2	2-0	1～4	後	講義	
		24163	図法及び製図A	2	1-1	1～4	前	演習	
		24164	図法及び製図B	2	1-1	1～4	後	演習	
		25171	漆芸論	2	2-0	1～4	後	講義	

工芸専攻

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考	
必修科目	主要科目	25112	描写	1	0-2	1	前	実技	工芸専攻 22単位必修
		25113	色彩	1	0-2	1	前	実技	
		25114	立体構成	1	0-2	1	前	実技	
		25101	工芸Ⅰ	7	0-14	1	後	実技	
		25209	工芸Ⅱ	5	0-10	2	前	実技	
		25261	立体造形(工)	1	0-2	2	前	実技	
		25262	版画	1	0-2	2	前	実技	
		25392	デザインと素材	1	0-2	3	前	実技	
		25391	古美術研究	4	2-4	3	後	演習	
		25211	陶芸Ⅰ	7	0-14	2	後	実技	
		25315	陶芸Ⅱ-I	6	0-12	3	前	実技	
		25316	陶芸Ⅱ-II	7	0-14	3	後	実技	
		25413	陶芸Ⅲ-I	7	0-14	4	前	実技	
		25414	陶芸Ⅲ-II	7	0-14	4	後	実技	
		25212	窯業化学	2	2-0	2	後	講義	
		25312	陶芸特別演習	2	1-1	3	前	演習	染分野 34単位必修
		25221	染Ⅰ	7	0-14	2	後	実技	
		25324	染Ⅱ-I	6	0-12	3	前	実技	
		25325	染Ⅱ-II	7	0-14	3	後	実技	
		25422	染Ⅲ-I	7	0-14	4	前	実技	
	25423	染Ⅲ-II	7	0-14	4	後	実技		
	25231	織Ⅰ	7	0-14	2	後	実技	織分野 34単位必修	
	25333	織Ⅱ-I	6	0-12	3	前	実技		
	25334	織Ⅱ-II	7	0-14	3	後	実技		
	25435	織Ⅲ-I	7	0-14	4	前	実技		
	25436	織Ⅲ-II	7	0-14	4	後	実技		
	25232	繊維科学	2	2-0	2	後	講義		染・織分野 6単位必修
	25222	染色化学	2	2-0	2	後	講義		
	25322	染織特別演習	2	1-2	3	前	演習		
	漆芸分野 38単位必修	25241	漆芸Ⅰ	7	0-14	2	後	実技	
		25345	漆芸Ⅱ-I	6	0-12	3	前	実技	
		25346	漆芸Ⅱ-II	7	0-14	3	後	実技	
25443		漆芸Ⅲ-I	7	0-14	4	前	実技		
25444		漆芸Ⅲ-II	7	0-14	4	後	実技		
25242		漆芸科学	2	2-0	2	後	講義		
25342		漆芸特別演習	2	1-2	3	前	演習		
関専 連攻 科専 目門		25102	絵画(工)	2	1-2	1	前	演習	6単位必修
		25103	彫刻(工)	2	1-2	1	前	演習	
		25104	デザイン(工)	2	1-2	1	前	演習	

工芸専攻

区分	科目コード	授業科目名	単位数	週時間	受講年次	学期	授業区分	備考	
専攻 関連科目	25131	陶磁史	2	2-0	1～4	前	講義	〈陶芸・漆芸分野〉 10単位以上 選択必修 〈染・織分野〉 8単位以上 選択必修	
	25132	染織工芸史	2	2-0	1～4	前	講義		
	25151	生活造形論	2	2-0	1～4	後	講義		
	25152	装飾論	2	2-0	1～4	後	講義		
	25171	漆芸論	2	2-0	1～4	後	講義		
	25177	色彩論	2	2-0	1～4	前	講義		
選択科目	共通 関連科目	22132	美術解剖学Ⅰ(骨)	2	2-0	1～4	前		講義
		22133	美術解剖学Ⅱ(筋)	2	2-0	1～4	前		講義
		22202	金属演習	2	1-2	2～4	後		演習
		23125	芸術心理学	2	2-0	1～4	後		講義
		23126	芸術学	2	2-0	1～4	前		講義
		23138	絵画史	2	2-0	1～4	後		講義
		23135	彫刻史	2	2-0	1～4	前		講義
		23136	デザイン史	2	2-0	1～4	前		講義
		23137	工芸史	2	2-0	1～4	前		講義
		23141	書道史	2	2-0	1～4	前		講義
		23142	現代芸術論A	2	2-0	1～4	前		講義
		23143	現代芸術論B	2	2-0	1～4	後		講義
		23145	一般芸術学	2	2-0	1～4	後		講義
		23146	日本美術史	2	2-0	1～4	前		講義
		23147	東洋美術史	2	2-0	1～4	前		講義
		23148	西洋美術史A	2	2-0	1～4	前		講義
		23149	西洋美術史B	2	2-0	1～4	後		講義
		24132	西洋建築史	2	2-0	1～4	前		講義
		24133	日本建築史	2	2-0	1～4	後		講義
		24153	クラフトデザイン計画	2	2-0	1～4	後		講義
		24161	プロダクトデザイン論	2	2-0	1～4	後		講義
		24162	ビジュアルデザイン論	2	2-0	1～4	前		講義
		24171	視覚伝達論A(印刷)	2	1-1	1～4	前		演習
		24172	視覚伝達論B(映像)	2	1-1	1～4	後		演習
24181	環境造形論	2	2-0	1～4	前	講義			
24184	人間工学	2	2-0	1～4	後	講義			
24252	C G 基礎	2	1-1	2～4	後	演習			
24163	図法及び製図A	2	1-1	1～4	前	演習			
24164	図法及び製図B	2	1-1	1～4	後	演習			

5. 卒業作品、卒業論文等の審査基準（美術工芸学部）

卒業作品、卒業論文等の審査基準

- 1 卒業作品の審査は、以下の観点から総合的に行うものとする。
 - (1) 先行作品の理解と展開
作品制作の参考とした先行作品の調査及び考察が適切に行われている。また、それらから得られた知見が作品制作に活用、展開されている。
 - (2) 作品制作の方法、技法等の適切性
研究課題に対して作品制作方法が妥当である。また、専門的知識、技能、技法等が修得され、適切に用いられている。
 - (3) 作品制作の表現力、充実度、完成度
研究成果となる作品制作について、研究課題に対応した表現力を有している。また、内容が充実しており、十分な完成度が認められる。

- 2 卒業論文の審査は、以下の観点から総合的に行うものとする。
 - (1) 研究テーマの明確性、適切性
研究テーマが明確かつ適切に設定されている。
 - (2) 先行研究の理解と提示
先行研究が適切に提示、言及され、精確な読解や的確な評価が行われている。
 - (3) 研究方法の妥当性
研究テーマ及び内容に応じた研究方法が選択されている。
 - (4) 内容の実証性、論理性
課題の設定から結論に至る論旨が明解で一貫性があり、実証的かつ論理的に展開されている。
 - (5) 研究成果の新規性、独創性
研究に新たな知見があり、独創性が認められる。

(参考)

■大学設置基準（抄）

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

■沖縄県立芸術大学学位規程（抄）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項並びに沖縄県立芸術大学学則第52条第2項及び沖縄県立芸術大学大学院学則第46条第3項の規定に基づき、沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士（芸術）、修士（芸術）及び博士（芸術学）とする。

6. 教職課程の履修要領

美術工芸学部における教育職員免許状取得希望者は、本学を卒業するために必要な単位を修得し、かつ、取得できる免許状と免許教科の種類に応じ、以下に示す全学教育科目、教科及び教科の指導法に関する科目（「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」）及び教育の基礎的理解に関する科目等（「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」）について、それぞれ所定の単位を修得しなければならない。

免許状の種類	免許教科	基礎資格	最低修得単位数		
			教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	※大学が独自に設定する科目
中学校教諭一種免許状	美術	学士の学位を有する者	28	27	4
高等学校教諭一種免許状	美術	学士の学位を有する者	24	23	12
	工芸		24	23	12

※ 本学における「大学が独自に設定する科目」の所要単位は、上記の最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位をもって充てる。

1 全学教育科目

- 「日本国憲法」2単位必修
- 「コンピュータ情報論」2単位必修
- 下記の外国語科目10科目の中から1科目（2単位）選択必修
 - 「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」
 - 「独語Ⅰ」「独語Ⅱ」
 - 「仏語Ⅰ」「仏語Ⅱ」
 - 「伊語Ⅰ」「伊語Ⅱ」
 - 「中国語Ⅰ」「中国語Ⅱ」
- 「健康・運動科目」2単位必修（実技科目を含むこと。）

2 教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 教科に関する専門的事項

免許状の種類		中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状					
免許教科		美術					
専攻等		絵画		彫刻	芸術学	デザイン	工芸
		日本画	油画				
教科に関する専門的事項	絵画	11～	11～	3	7	5	5
	彫刻	2	2	12～	4～	4	3
	デザイン	3	3	3	4～	12～	4
	※工芸	4	4	4	4～	4	12～
	美術理論及び美術史	8～	8～	10～	14～	8～	8～

※ 教科に関する専門的事項の「工芸」は、中学校教諭一種免許状のみ。

※ 「教職課程のしおり」に記載されている各専攻等の指定科目を履修すること。

免許状の種類		高等学校教諭一種免許状
免許教科		工芸
専攻等		工芸
教科に関する専門的事項	図法及び製図	4
	デザイン	4
	工芸制作	12～
	工芸理論 デザイン理論 及び美術史	20～

- 美術史（日本美術史、東洋美術史の2科目と、西洋美術史A、西洋美術史Bのうち1科目の合計3科目必修）
 - 図法及び製図（図法及び製図A及びBの2科目4単位必修）
 - 工芸理論（工芸史必修）
 - デザイン理論（デザイン史必修）
- 高等学校一種免許状（工芸）にかかる履修科目については、「教職課程のしおり」を参照。

(2) 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）

免許状の種類と免許教科		授業科目		美術科教育法Ⅰ	美術科教育法Ⅱ	美術科教育法Ⅲ	工芸科教育法
		美術	工芸				
中学校教諭一種免許状	美術	2	4	2	—	—	—
高等学校教諭一種免許状	美術	2	4	(2)	—	—	—
	工芸	—	—	—	—	—	4

- ※ 中学校教諭一種免許状における「美術科教育法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」は必修科目
- ※ 高等学校教諭一種免許状における「美術科教育法Ⅲ」は選択科目

3 教育の基礎的理解に関する科目

授業科目		教育原理	教職論	教育行政	教育心理学	特別支援教育	教育課程
免許状の種類と免許教科							
中学校教諭一種免許状	美術	2	2	2	2	2	2
高等学校教諭一種免許状	美術	2	2	2	2	2	2
	工芸	2	2	2	2	2	2

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

授業科目		道徳の理論及び指導法	指 導 総合的な学習の時間の 指 導 法	特 別 活 動	教 育 方 法 (情報通信技術の活用含む)	生徒・進路指導論	学校カウンセリング
免許状の種類と免許教科							
中学校教諭一種免許状	美術	2	2	2	2	2	2
高等学校教諭一種免許状	美術	—	2	2	2	2	2
	工芸	—	2	2	2	2	2

5 教育実践に関する科目

授業科目		教育実習(長期)	教育実習(短期)	教職実践演習 (中・高)
免許状の種類と免許教科				
中学校教諭一種免許状	美術	5	—	2
高等学校教諭一種免許状	美術	—	3	2
	工芸	—	3	2

※ 教育実習の履修要件

「教育実習」を履修するまでに、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の所要単位を修得していなければならない。

履修方法

科目コード	授業科目	履修年次				備考
		1年次	2年次	3年次	4年次	
61021	教育原理	○				修得単位を卒業要件単位に算入できる。
61057	教職論	○				
61060	特別支援教育	○				修得単位を卒業要件単位に算入できる。
61022	教育心理学		○			修得単位を卒業要件単位に算入できる。
61029	教育方法 (情報通信技術の活用含む)		○			
61025	教育行政		○			
61026	学校カウンセリング			○		
61027	教育課程		○			
61062	生徒・進路指導論		○			
61051	美術科教育法Ⅰ		○			
61052	美術科教育法Ⅱ			○		
61053	美術科教育法Ⅲ				○	
61032	工芸科教育法			○		美術科教育法Ⅰ、Ⅱを履修済みか履修中であること。
61061	総合的な学習の時間の指導法			○		
61059	道徳の理論及び指導法			○		
61035	特別活動			○		
61047	教育実習(長期)				○	教育実習の履修条件をみたしていること。
61048	教育実習(短期)				○	教育実習の履修条件をみたしていること。
61044	教職実践演習(中・高)				○	教育実習を終えていること。

履修上の注意

1. 履修要件

- (1) 「教育方法(情報通信技術の活用を含む)」「教育行政」「教育課程」「美術科教育法」「総合的な学習の時間の指導法」「道徳の理論及び指導法」「特別活動」を受講するには「教育原理」「教職論」を履修済みでなければならない。ただし、下記の事由に該当せず不可の場合は受講することができる。
- (2) 「学校カウンセリング」「生徒・進路指導論」を受講するには「教育心理学」を履修済みでなければならない。ただし、下記の事由に該当せず不可の場合は受講することができる。

記

- ① 出席日数の不足
- ② レポート等の課題の未提出
- ③ 試験の放棄

2. 介護等体験実習

中学校教諭一種免許状取得希望者は、「介護等体験実習」を7日間(特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間)行わなければならない。

7. 博物館学課程履修要領

1 博物館学課程について

「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関である(博物館法第2条)。そこに勤務する専門職員を「学芸員」といい、博物館法(第4条第3項)は「博物館」に「学芸員」を置くことを義務づけている。本学の博物館学課程は、この「学芸員」となる資格を取得するための課程である。

学芸員は博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究、その他のこれと関連する事業についての専門的事項をつかさどる(博物館法第4条第4項)が、本学では特に美術または音楽を専門とする学芸員を養成するカリキュラムを用意している。

2 博物館学課程の科目

学芸員となる資格の取得を希望する者は、本学を卒業するために必要な単位を修得し、かつ下記の表に示す授業科目について本学が定めた単位を履修しなければならない。資格取得には学士の称号を有することが必要である。

3 受講対象者

- ア. 本学の学生
 - イ. 本学を卒業、または修了した科目等履修生
 - ウ. 学長が特に認めた科目等履修生等
- ただし、「博物館実習」を受講できるのは、原則としてア・イの者に限る。

4 履修上の注意

- ア. 「博物館実習」について
 - (a) 博物館実習は登録を受けた博物館(博物館法第2条第1項)及び博物館相当施設(同法第29条)、または本学がこれらに準ずると認めた施設で行う。
 - (b) 指定教育科目(博物館実習を除く)をすでに履修した者、あるいは博物館実習を履修する年度中にすべてを履修する見込みのある者について受講を認める。
 - ただし、博物館概論は履修済みでなければならない。
 - (c) 博物館実習を履修する前年度の10月に行われる博物館実習ガイダンスに出席し、「博物館実習申込書」を提出していない者の履修は認めない。
 - (d) 実習館によっては、実習費が必要になる場合があります。
- イ. 選択科目のうち芸術学専攻の必修科目の履修を希望する他専攻の学生は、担当教員から登録の指導を受けること。

5 証明書

- ア. 本課程の科目すべてを履修して所定の単位を修得した者には、「学芸員資格取得証明書」を発行する。
「学芸員資格取得証明書」は、学部学生には卒業時に発行する。大学院生及び学部を卒業した者には、所定の単位をすべて修得した時点で発行する。
- イ. 他大学において何らかの博物館に関する科目の単位を修得済みの者には、本学で修得した博物館学課程の単位について「博物館に関する科目の単位修得証明書」を発行する。博物館等へ就職するために資格取得証明書が必要な場合は、他大学の「博物館に関する科目の単位修得証明書」と本学の「博物館に関する科目の単位修得証明書」を合わせて提出すること。
- ウ. 本課程の科目を履修して所定の単位を年度内にすべて修得する予定の者には、請求があれば「学芸員資格取得見込証明書」を発行する。

指定教育科目

区分	授 業 科 目	履修年次	履修単位	合計単位	備 考
必修科目	生涯学習概論	1～4	2	19	
	博物館概論	1～3	2		
	博物館経営論	2～4	2		
	博物館資料論	2～4	2		
	博物館資料保存論	2～4	2		
	博物館展示論	2～4	2		
	博物館情報・メディア論	2～4	2		
	博物館教育論	2～4	2		
	博物館実習	3～4	3		

関連教育科目

[美術工芸学部]

区分	授 業 科 目	履修年次	単位	履修単位	合計単位
必修科目	日本美術史	1～4	2	8	16
	東洋美術史	1～4	2		
	西洋美術史A	1～4	2		
	西洋美術史B	1～4	2		
選択科目	美学	1～2	2	8 単 位 を 選 択	
	現代芸術概論	1～2	2		
	沖縄美術工芸史	1～2	2		
	一般芸術学	1～4	2		
	絵画史	1～4	2		
	彫刻史	1～4	2		
	デザイン史	1～4	2		
	工芸史	1～4	2		
	現代芸術論A	1～4	2		
	現代芸術論B	1～4	2		
	西洋建築史	1～4	2		
	日本建築史	1～4	2		
陶磁史	1～4	2			
染織工芸史	1～4	2			
漆芸論	1～4	2			

大学院造形芸術研究科

大学院造形芸術研究科（修士課程）

目 次

1. 大学院案内	39
2. 専攻案内	41
3. 研究室担当一覧	43
4. 沖縄県立芸術大学大学院造形芸術研究科履修規程	44
別表第1 研究室一覧	47
別表第2 教育課程表（生活造形専攻）	48
教育課程表（環境造形専攻）	49
関連科目（生活造形専攻・環境造形専攻）	50
教育課程表（比較芸術学専攻）	52
関連科目（比較芸術学専攻）	53
別表第3 教職課程表	54
第1号様式 研究実施計画書	55
第2号様式 学位審査申請書	57
5. 学位論文等の審査基準等について	58
6. 沖縄県立芸術大学大学院学則	60
7. 沖縄県立芸術大学大学院長期履修規程	71

大 学 院 案 内

1 建学の理念

- (1) 日本文化の中における沖縄の地域文化の特性と伝統は、極めて特徴的であり、文化伝統の源流を探り、文化生成の普遍性を究めるために不可欠の内容を持つものである。わけても沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化の継承と創造の問題は、日本文化としてはもちろんのこと、沖縄県にとっても重要な課題であるといわざるを得ない。
そして、それらを担う人材の育成もまた長い未来への架橋として緊要なことである。
- (2) 沖縄県立芸術大学を建学する基本的な精神は、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追究することにあるが、そのためには、地域文化の個性を明らかにし、その中に占める美術・工芸、音楽・芸能等さまざまな伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組み、その特性を生かすことでなければならない。このことは、日本文化の内容をより豊かにするとともに、ひいては、国際的な芸術的文化活動にも寄与するものと信ずる。
- (3) 我が国の最南に位置する県立芸術大学は、東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏の中心として、それらの地域における多様な芸術文化の実態と、地域文化伝統の個性とのかかわりを明らかにし、その広がり追究し、汎アジア的芸術文化に特色をおいたユニークな研究教育機関にしたい。

2 大学院（趣旨課程）設置の基本構想

- (1) 沖縄県立芸術大学大学院は、建学の理念に基づき、伝統芸術・民族芸術の汎アジア的基盤での育成・研究をはかり、美術・音楽・演劇等諸芸術文化の国際的な比較研究の場を展開して、高度な専門知識と能力を有する指導者を育成すると同時に、とりわけ東太平洋文化圏の伝統芸能の継承と新たな芸術の創造に資する国際的視野での総合的な芸術文化研究機関とする。
- (2) 実技教育については、特に沖縄の伝統芸術の技法的特徴や、それらを生成した歴史的・文化的・風土的特性等にも配慮し、高度な技術教育を行うとともに、芸術の普遍性見地から、ひろく東西の美意識に係わる哲学的・美学的、文化的反省に立つ芸術教育を行うことによって、芸術文化に対する深い理解と感性をもち、想像力豊かで、将来社会における幅広い実践活動に役立つ人材の育成と、芸術教育の専門的指導者の育成を図る。
- (3) 学術研究については、特に沖縄を中心とした南東文化の多様な実態と伝統芸術文化の個性を解明するために、それらを歴史的・理論的に追求する比較芸術学、民族芸術文化論、および民族音楽学、民族芸能論等の諸分野を総合した芸術文化学の観点から、汎アジア的広がりにおける東洋芸術文化の学際的研究を行い、これら研究活動を通して学術研究と芸術文化の国際交流を推進していく。

3 教育理念・目標

造形芸術研究科は、造形芸術の各分野における高度な専門的能力を養成することを目的としています。その上で、建学の理念に則り、沖縄の伝統芸術の技法的特徴や、それらを生成した歴史的・文化的・風土的特性等にも配慮した高度な実技教育を行うとともに、芸術の普遍性を見地から、ひろく東西の美意識に関わる哲学的・美学的・文化的反省に立つ芸術教育を行います。また、沖縄を中心とした南島文化の多様な実態と伝統芸術文化の特色を解明するために、それらを歴史的・理論的に追求する比較芸術学、民族芸術文化学の観点から、汎アジア的広がりにおける東洋芸術文化の学際的な教育を行います。

これらの教育活動を通じて、芸術文化に対する深い理解と感性をもち、創造力豊かで、将来の社会における造形芸術分野の幅広い実践活動を担う作家や研究者、芸術教育の専門的指導者となり得る人材の育成を図ります。

■ディプロマ・ポリシー(修了認定・学位授与の方針)

造形芸術研究科では、教育の理念・目的に沿った高度で専門的な教育課程で成果をあげ、修士作品又は修士論文の審査及び口述試験を経て、所定の単位を取得した学生に対し、修士(芸術)の学位を授与します。

その際、学生が獲得しておくべき学修成果は以下のとおりです。

- 1 幅広い視野にたち専門分野における高度な知識と技術を身につけている。
- 2 専門分野における高度な研究能力と論理的思考力を身につけている。
- 3 専門分野における知識・技術を応用し、社会に発信する能力を身につけている。

■カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)

造形芸術研究科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果を獲得するために、高度で専門的な授業科目を開設し、体系的に編成・実施します。また、修士作品の制作又は修士論文作成のための研究指導を複数教員により組織的に行います。

- 1 研究実施計画に沿った指導計画に基づく研究指導により、専門分野における高度な技術と理論を身につけ、専門的な課題についての研究能力と問題解決能力を培う。
- 2 関連科目の履修により幅広い視野にたち深く学識を涵養する。
- 3 自律的な研究を進めるため、造形芸術における高度な技術及び知識を修得する。
- 4 専門的知識や技術を社会で応用し、新たな芸術創造と活動に貢献し得る卓越した能力を培う。

■アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)

造形芸術研究科では、本研究科の教育理念に基づき次のような点を入学者選抜の判定の主眼としています。

- 1 幅広い教養と造形芸術分野の専門的素養を備えているか。
- 2 専門分野の研究を行うのに必要な基礎的能力を備えているか。
- 3 現代社会において新しい芸術創造の営みを発信していく強い目的意識、意欲を備えているか。

専攻案内

[生活造形専攻]

生活造形専攻は、工芸・デザインの2専修から成る。

1. 工芸専修

染研究室は古典紅型を調査研究し、筒引き・型染の表現に於ける形態を学ぶ。顔料彩色と藍染の表現の違いを学ぶことで適正材料の知識を得る。それを基に自己の防染法の表現方法を広げ現代に即応した創作活動、研究制作を目標とする。

織研究室は沖縄の染織技術、その他綴れ等の技法を活用した制作、琉球藍などの天然染料や素材の調査研究を行う。また、沖縄を含め日本・アジアの染織に関する調査・研究を行い、伝統的な技術の伝承や、創作性への展開も取り組む。

陶磁器研究室は器物作品制作と造形作品制作に分かれ、それぞれの専門的実技と理論を習得する。教育内容としては、一年次には素地土の調整と釉薬原料の研究など成形技術と比較焼成(黒陶・野焼)を含む実習を主眼とし、二年次は、より高度な焼成技術と加飾技法を課題として研究制作を行う。

漆工研究室では、学部での教育課程を土台とし、各自の研究テーマを中心に高度で実践的な研究を行うとともに、琉球漆芸を含む日本漆芸全体の伝統技法の研究もより深く継続していく。時代や社会をより意識し独創的な表現を探究しながら、現代社会に貢献できる人材の育成を目標とする。

2. デザイン専修

デザイン専修は、視覚伝達デザイン研究室と生活環境デザイン研究室の2つの研究領域から成る。

視覚伝達デザイン研究室では、グラフィックデザイン、映像デザイン及び空間演出における視覚的な表現などを研究領域とし、制作を通してビジュアルコミュニケーションデザインの在り方を追究する。

生活環境デザイン研究室では、公共空間のスペースデザイン、居住空間、家具等のデザインや、地域性を勘案した製品デザイン等の造形を研究領域とし、論理的なデザインプロセスの構築手法から、実践的でより高度な造形表現を追求する。

[環境造形専攻]

環境造形専攻は、絵画・彫刻の2専修から成る。

1. 絵画専修

絵画専修は、油画研究室と日本画研究室の2つの研究領域からなる。学部での教育課程を踏まえ、院では高度な専門性を修練し、修了後、作家としての個の確立と自らの独創性を培い、社会に貢献できる研究能力の育成を目指す。

油画研究室においては、平面・絵画表現のみならず、版表現、インスタレーション、映像などを研究内容とし、これらの複合的な材料・表現技法の研究の機会を提供している。

日本画研究室においては、伝統的な日本画の材料・表現技法を踏まえ、古典から現代へ展開する動きの中で、高度な修練と表現の確立を目指す。

2. 彫刻専修

彫刻専修は、学部の教育課程において培った教養と彫刻分野の専門的素養の上に立ち、それぞれの領域における学生の研究テーマに基づき、より高度で実践的な研究を行う。その上で、将来にわたって作家などの専門家として自ら主体的に課題を創出し、独創的な表現方法の探究を継続していくための研究能力の育成を目指す。また、今日の多様な表現領域の中で、特殊な材料・造形技法の分野についても高度な内容の充実を図り、それらを積極的に応用していく能力を養う。

[比較芸術学専攻]

比較芸術学専攻は、比較芸術学専修の1専修から成る。

1. 比較芸術学専修

比較芸術学専修は、美学・芸術学研究室、美術史研究室、民族芸術文化学研究室の3つの研究領域から成る。

日本・東洋及び西洋の芸術学・美術史の比較研究を基盤として、古典から現代にわたる歴史的な視点にたち、合わせて国際的にも地域社会に対しても広い視野をもって美術を理論的に把握し、建設的な批評精神を養うことを目的とする。

また、沖縄の地域文化の特性と伝統は、日本のみならずアジア各地域の文化と比較しても極めて豊かな内容をもっている。その固有の風土によって培われた芸術文化を民族文化学、比較文化学、琉球文学及び日本文学の立場から研究することを目的とする。

研究室担当一覧

専攻	専修	研究室	担当教員	研究内容
生活造形専攻	工芸専修	染研究室	* 名護朝和 教授 宇良京子 准教授	染（染型・紅型等）
		織研究室	* 花城美弥子 教授 久保田寛子 准教授	織（織研究・織制作）
		陶磁器研究室	* 山田聡 教授 島袋克史 准教授	陶磁器（陶磁原料研究・陶磁器制作）
		漆工研究室	* 當眞茂 教授 松崎森平 講師	漆工 （日本漆芸・琉球漆芸）
	デザイン専修	視覚伝達デザイン研究室	* 仲本賢 教授 * 赤嶺雅 教授 又吉浩 教授 福田知広 講師	視覚伝達デザイン
		生活環境デザイン研究室	* 宮里武志 教授 * 高田浩樹 准教授 赤塚美穂子 講師	生活環境デザイン
		油画研究室	* 高崎賀朗 教授 * 阪田清子 教授 本村佳奈子 准教授	平面表現・映像表現 版表現・空間表現
環境造形専攻	絵画専修	日本画研究室	* 喜多祥泰 准教授 * 関谷理 准教授 平良優季 講師	日本画
		彫刻専修	彫刻研究室	* 砂川泰彦 教授 * 松本隆 教授 河原圭佑 准教授 長尾恵那 准教授
	比較芸術学専攻	比較芸術学専修	美学・芸術学研究室	* 喜屋武盛也 教授 * 土屋誠一 教授
美術史研究室			* 下野玲子 教授 千葉慶 准教授 太田泉フロランス 講師	芸術批評史 日本・東洋・西洋の 美術史学
民族芸術文化学研究室			* 鈴木耕太 教授 波平八郎 教授	琉球文学・民族文化学 琉球芸能論 日本文学・比較文化論

*印は、研究指導教員

沖縄県立芸術大学大学院造形芸術研究科履修規程

令和3年4月1日
沖芸大規程第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、造形芸術研究科（以下「研究科」という。）の授業科目の種類、単位、履修方法その他必要な事項を定めるものとする。

(研究指導)

第2条 研究科の学生（以下「学生」という。）は、在学期間中は研究科に設けられている専修及び研究室に所属する研究指導教員、研究指導補助教員及びその他の教員の研究指導を受けなければならない。

2 専修及び研究室の種類は別表第1のとおりとする。

(研究計画)

第3条 学生は、毎学年度始めの所定の期日までに、研究実施計画書（第1号様式）を提出しなければならない。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第4条 研究科における授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第2に定めるとおりとする。

2 学生は、前項に定める授業科目のうちから、必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。

(履修登録)

第5条 学生は、毎学年度（前期及び後期）の定められた期間内に、研究指導教員及び担当教員の指導を受けて履修する授業科目を決定し、教務学生課に届け出なければならない。この手続きを履修登録という。

2 臨時に開設される授業科目の履修登録については、その都度公示する期間内において行うものとする。

(成績評価の基準)

第6条 授業科目の成績評価基準は、次のとおりとする。

評語	評点	評価基準
秀 (S)	90~100点	到達目標を十分に達成し、内容が特に優れている。
優 (A)	80~89点	到達目標を十分に達成し、内容が優れている。
良 (B)	70~79点	到達目標を概ね達成している。
可 (C)	60~69点	到達目標を最低限度達成している。
不可 (F)	59点以下	到達目標を達成していない。
		履修放棄又は受験放棄
認定 (R)		単位認定等

(GPA)

第6条の2 履修した授業科目の成績の評語に対応して、次のとおりグレード・ポイント(以下、「GP」という。)を付与する。

評語	秀(S)	優(A)	良(B)	可(C)	不可(F)
GP	4	3	2	1	0

2 GPは、履修登録をした全ての授業科目を対象として付与する。ただし、次の各号に掲げる授業科目は、GPを付与しない。

- (1) 段階評価に適さない科目
- (2) 自由科目
- (3) 第10条第4項、第11条及び第12条に該当する科目
- (4) 履修登録を削除した授業科目

3 グレード・ポイント・アベレージ(履修登録科目のGPの平均値。以下、「GPA」という。)は、次の式により計算するものとし、小数点第4位を四捨五入する。ただし、前項に定めるGPを付与しない授業科目は、GPAに算入しない。

$$GPA = \frac{(\text{履修登録科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{履修登録総単位数}}$$

(修士作品又は修士論文の提出)

第7条 修士作品又は修士論文の提出は、研究科に1年以上在学し、第4条に定める履修方法により、2年次修了時まで30単位以上を修得見込みの者に限るものとする。ただし、優れた研究業績をあげたと研究科委員会が認めた者の在学要件については、大学院学則第44条第1項ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

2 修士作品又は修士論文を提出しようとする学生は、研究指導教員を経由して、あらかじめ研究科長が指定する期日までに、学位審査申請書(第2号様式)により申請しなければならない。

3 休学又は留学している学期は、前項に規定する申請を行うことができない。

4 修士作品又は修士論文は、研究指導教員の承認を得て、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。

5 提出する修士作品又は修士論文については、次のとおりとする。

生活造形専攻	工芸専修	染研究室	修士作品
		織研究室	修士作品又は修士論文
		陶磁器研究室	修士作品
		漆工研究室	
デザイン専修	修士作品又は修士論文		
環境造形専攻	絵画専修	修士作品	
	彫刻専修		
比較芸術学専攻	比較芸術学専修	修士論文	

(修士作品又は修士論文の審査及び最終試験)

第8条 修士作品又は修士論文の審査及び最終試験は、沖縄県立芸術大学学位規程第6条の定めるところにより、研究科委員会が行う。

2 修士作品又は修士論文の審査基準並びに最終試験の方法及び審査基準は、研究科長が

別に定める。

- 3 特別の事情により修士作品又は修士論文の審査及び最終試験を受けることができなかった者は、その理由を付して修士作品又は修士論文の追審査及び追試験を願い出ることができる。
- 4 研究科長は、前項の願い出があった者については、研究科委員会の議を経て修士作品又は修士論文の追審査及び追試験を行うことができる。

(留年)

第9条 最終学年終了時まで大学院学則第44条第1項に定める修了要件を満たさなかった者は、研究科委員会の議を経て留年とする。

- 2 修士作品又は修士論文の審査若しくは最終試験に合格せず留年した者は、第7条第2項に基づき、再度学位審査申請書(第2号様式)を提出し、修士作品又は修士論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、修士作品又は修士論文の審査に合格している者は、研究科委員会の議により、最終試験のみとすることができる。

(教職課程)

第10条 大学院学則第47条の規定に基づき、専修免許状取得希望者のために、本学大学院に教職課程を置く。

- 2 専修免許状を取得するには、次の各号に規定する条件を満たさなければならない。
 - (1) 修士の学位を有すること、又は大学院に1年以上在学し30単位以上を修得すること。
 - (2) 学部において当該教科等の1種免許状を取得済みであること。
- 3 専修免許状取得に必要な修得すべき科目、単位数及び履修方法は別表第3に定めるとおりとする。
- 4 学部で美術・工芸の1種免許状を未取得の学生は、学部開設の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目の中から原則として7単位に限り履修することができる。ただし、研究科長が研究科委員会の議を経て認めた場合は、7単位を超えて履修することができる。

(学芸員資格)

第11条 学芸員資格取得希望者は、研究指導教員の許可を受けた上で、学部開設の博物館学課程の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(リテラシー科目)

第12条 学生は、研究指導教員の許可を受けた上で、学部開設のリテラシー科目のうち、外国語を4単位まで履修することができる。

(美術工芸学部履修規程の準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、造形芸術研究科の履修に関する取り扱いについては、沖縄県立芸術大学美術工芸学部履修規程第5条(授業科目の公示)、第7条(履修登録の制限)、第10条(出席。ただし、第3項第4号を除く。)、第11条(試験)、第12条(追試験)、第13条(再試験)、第14条(履修の要件)、第16条(再登録)の規定を準用する。この場合において、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、第7条第3項中「専攻」とあるのは「専修」と、第10条第4項中「学部長」とあるのは「研究科長」と、第16条第2項中「学則第44条」とあるのは「大学院学則第42条」と読み替えるものとする。

附 則（令和3年4月1日学長決裁）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するものについて、廃止前の沖縄県立芸術大学大学院造形芸術研究科履修規程（平成26年3月20日評議会決定）は、この履修規程の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 令和3年度以降に再入学及び転入学する学生については、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（令和5年7月18日学長決裁）

- 1 この規程は、令和5年7月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この規程の第6条の2の規定は、令和3年度以降に入学する学生について適用する。

附 則（令和7年1月23日学長決裁）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月22日学長決裁）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は令和8年度以降に入学する学生に、第9条の規定は令和6年度以降に入学した学生に、第12条の規定は令和3年4月1日から適用する。

■別表第1（第2条関係）

研究室一覧

生活造形専攻	工芸専修	染研究室
		織研究室
		陶磁器研究室
		漆工研究室
	デザイン専修	視覚伝達デザイン研究室
		生活環境デザイン研究室
環境造形専攻	絵画専修	油画研究室
		日本画研究室
	彫刻専修	彫刻研究室
比較芸術学専攻	比較芸術学専修	美学・芸術学研究室
		美術史研究室
		民族芸術文化学研究室

■別表第2（第4条関係）専攻別教育課程表

生活造形専攻

工芸専修

履修区分	研究室	授業科目	別表第3関係	単位	履修年次	最低履修単位
必修科目	染	染研究Ⅰ	★	12	1	30単位以上
		染研究Ⅱ	★	12	2	
		論文演習		2	1	
	織	織研究Ⅰ	★	12	1	
		織研究Ⅱ	★	12	2	
		論文演習		2	1	
	陶磁器	陶磁器研究Ⅰ	★	12	1	
		陶磁器研究Ⅱ	★	12	2	
		論文演習		2	1	
	漆工	漆工研究Ⅰ	★	12	1	
		漆工研究Ⅱ	★	12	2	
		論文演習		2	1	
選択科目	関連科目から		4	1～2		

※関連科目については、50-51ページを参照すること。

デザイン専修

履修区分	研究室	授業科目	別表第3関係	単位	履修年次	最低履修単位
必修科目	視覚伝達デザイン	視覚伝達デザイン研究ⅠA	★	6	1	30単位以上
		視覚伝達デザイン研究ⅠB	★	6	1	
		視覚伝達デザイン研究ⅡA	★	6	2	
		視覚伝達デザイン研究ⅡB	★	6	2	
		論文演習		2	1	
	生活環境デザイン	生活環境デザイン研究ⅠA	★	6	1	
		生活環境デザイン研究ⅠB	★	6	1	
		生活環境デザイン研究ⅡA	★	6	2	
		生活環境デザイン研究ⅡB	★	6	2	
		論文演習		2	1	
選択科目	関連科目から		4	1～2		

※関連科目については、50-51ページを参照すること。

環境造形専攻

履修区分	研究室	授 業 科 目	別表第3関係	単位	履修年次	最低履修単位
必修科目	油画	油画研究Ⅰ	★	12	1	30単位以上
		油画研究Ⅱ	★	12	2	
		論文演習		2	1	
	日本画	日本画研究Ⅰ	★	12	1	
		日本画研究Ⅱ	★	12	2	
		論文演習		2	1	
選択科目		関連科目から		4	1～2	

※関連科目については、50-51 ページを参照すること。

彫刻専修

履修区分	授 業 科 目	別表第3関係	単位	履修年次	最低履修単位
必修科目	彫刻研究Ⅰ	★	12	1	30単位以上
	彫刻研究Ⅱ	★	12	2	
	論文演習		2	1	
選択科目		関連科目から		4	1～2

※関連科目については、50-51 ページを参照すること。

関連科目（生活造形専攻・環境造形専攻）

履修 区分	授 業 科 目	別表第 3 関係	単 位	履 修 年 次	備 考
選 択 科 目	(芸) 比較美学研究A	☆△	2	1～2	
	(芸) 比較美学研究B	☆△	2	1～2	
	(芸) 比較芸術学特殊研究A		2	1～2	
	(芸) 比較芸術学特殊研究B		2	1～2	
	(芸) 日本芸術批評史研究A	☆△	2	1～2	
	(芸) 日本芸術批評史研究B	☆△	2	1～2	
	(芸) 東洋芸術批評史研究A	☆△	2	1～2	
	(芸) 東洋芸術批評史研究B	☆△	2	1～2	
	(芸) 西洋芸術批評史研究A	☆△	2	1～2	
	(芸) 西洋芸術批評史研究B	☆△	2	1～2	
	(芸) 民族芸術文化学研究A		2	1～2	
	(芸) 民族芸術文化学研究B		2	1～2	
	(芸) 日本芸術文化学研究A		2	1～2	
	(芸) 日本芸術文化学研究B		2	1～2	
	(芸) 東洋芸術文化学研究A	■	2	1～2	
	(芸) 東洋芸術文化学研究B	■	2	1～2	
	(芸) 民族芸術学特論	■	2	1～2	
	(芸) 琉球歌謡論研究A		2	1～2	
	(芸) 琉球歌謡論研究B		2	1～2	
	(芸) 比較工芸史研究	■	2	1～2	
	(芸) 琉球史特論		2	1～2	
	(デ) 装飾様式論	■	2	1～2	
	(デ) 生活環境デザイン論	■	2	1～2	
	(デ) 産業デザイン論	■	2	1～2	
	(デ) 映像論	△■	2	1～2	
	(デ) 舞台美術論	△■	2	1～2	
	(彫) 環境芸術演習	△■	2	1～2	
	(芸) 民族芸術文化史特論		2	1～2	
	(芸) 比較民俗学研究A		2	1～2	
	(芸) 比較民俗学研究B		2	1～2	
	(芸) 東南アジア文化研究A		2	1～2	
	(芸) 東南アジア文化研究B		2	1～2	
	(工) 沖縄染織工芸史研究		2	1～2	
(工) 日本染織工芸史研究		2	1～2		
造形総合演習		2	2		

自由科目	(染) 染課題演習	☆	2	1～2	(修了単位に算入されない。) (注) 1. 登録にあたっては事前に各担当研究室に相談すること。 (注) 2. 提供専修(工芸専修は提供研究室)の学生は登録できない。ただし、教育・学術交流協定大学との単位互換の場合は可能。
	(織) 織課題演習	☆	2	1～2	
	(陶) 陶磁器課題演習	☆	2	1～2	
	(漆) 漆工課題演習	☆	2	1～2	
	(デ) デザイン課題演習	☆△■	2	1～2	
	(絵) 絵画課題演習	☆△	2	1～2	
	(彫) 彫刻課題演習	☆△	2	1～2	

(注) (芸) は比較芸術学専修提供科目 (デ) はデザイン専修提供科目

(彫) は彫刻専修提供科目 (工) は工芸専修提供科目

(染) は工芸専修染研究室提供科目 (織) は工芸専修織研究室提供科目

(陶) は工芸専修陶磁器研究室提供科目 (漆) は工芸専修漆工研究室提供科目

(絵) は絵画専修提供科目

比較芸術学専攻

比較芸術学専修

履修区分		授業科目	別表第3関係	単位	履修年次	最低履修単位	
必修科目		課題研究Ⅰ		2	2	4	
		課題研究Ⅱ		2	2		
選 択 科 目	選択Ⅰ類	比較美学研究A	☆△	2	1～2	14	30単位 以上
		比較美学研究B	☆△	2	1～2		
		比較芸術学特殊研究A	☆△	2	1～2		
		比較芸術学特殊研究B	☆△	2	1～2		
		日本芸術批評史研究A	☆△	2	1～2		
		日本芸術批評史研究B	☆△	2	1～2		
		東洋芸術批評史研究A	☆△	2	1～2		
		東洋芸術批評史研究B	☆△	2	1～2		
		西洋芸術批評史研究A	☆△	2	1～2		
		西洋芸術批評史研究B	☆△	2	1～2		
		比較工芸史研究		2	1～2		
		民族芸術文化学研究A		2	1～2		
		民族芸術文化学研究B		2	1～2		
		日本芸術文化学研究A		2	1～2		
	日本芸術文化学研究B		2	1～2			
	東洋芸術文化学研究A		2	1～2			
	東洋芸術文化学研究B		2	1～2			
	民族芸術文化史特論		2	1～2			
	選択Ⅱ類	芸術学特殊演習A		2	1～2	8	
		芸術学特殊演習B		2	1～2		
比較美学特殊演習Ⅰ		☆△	4	1			
比較美学特殊演習Ⅱ		☆△	4	2			
比較芸術学特殊演習Ⅰ			4	1			
比較芸術学特殊演習Ⅱ			4	2			
日本美術史特殊演習Ⅰ		☆△	4	1			
日本美術史特殊演習Ⅱ		☆△	4	2			
東洋美術史特殊演習Ⅰ		☆△	4	1			
東洋美術史特殊演習Ⅱ		☆△	4	2			
西洋美術史特殊演習Ⅰ		☆△	4	1			
西洋美術史特殊演習Ⅱ		☆△	4	2			
民族芸術文化学特殊演習Ⅰ			4	1			
民族芸術文化学特殊演習Ⅱ			4	2			
日本芸術文化学特殊演習Ⅰ			4	1			
日本芸術文化学特殊演習Ⅱ			4	2			
東洋芸術文化学特殊演習Ⅰ		4	1				
東洋芸術文化学特殊演習Ⅱ		4	2				
選択Ⅲ類	関連科目から		4	1～2	4		

※関連科目については、53ページを参照すること。

関連科目（比較芸術学専攻）

履修区分	授 業 科 目	別表第 3関係	単 位	履修 年次	備 考
選 択 科 目	民族芸術学特論		2	1～2	(注) 各課題演習の 登録にあたっては 事前に担当研究室 に相談すること。
	琉球歌謡論研究A		2	1～2	
	琉球歌謡論研究B		2	1～2	
	比較民俗学研究A		2	1～2	
	比較民俗学研究B		2	1～2	
	東南アジア文化研究A		2	1～2	
	東南アジア文化研究B		2	1～2	
	琉球史特論		2	1～2	
	(音) 民族舞踊学研究		4	1～2	
	(音) 民族音楽学研究		4	1～2	
	(音) 琉球音楽論研究		4	1～2	
	(工) 沖縄染織工芸史研究		2	1～2	
	(工) 日本染織工芸史研究		2	1～2	
	(デ) 装飾様式論		2	1～2	
	(デ) 生活環境デザイン論		2	1～2	
	(デ) 産業デザイン論		2	1～2	
	(デ) 映像論		2	1～2	
	(デ) 舞台美術論		2	1～2	
	(彫) 環境芸術演習		2	1～2	
	(染) 染課題演習		2	1～2	
(織) 織課題演習		2	1～2		
(陶) 陶磁器課題演習		2	1～2		
(漆) 漆工課題演習		2	1～2		
(デ) デザイン課題演習	☆△	2	1～2		
(絵) 絵画課題演習	☆△	2	1～2		
(彫) 彫刻課題演習	☆△	2	1～2		

(注) (音) は音楽芸術研究科提供科目

(デ) はデザイン専修提供科目

(染) は工芸専修染研究室提供科目

(陶) は工芸専修陶磁器研究室提供科目

(絵) は絵画専修提供科目

(工) は工芸専修提供科目

(彫) は彫刻専修提供科目

(織) は工芸専修織研究室提供科目

(漆) は工芸専修漆工研究室提供科目

■別表第3（第10条関係）

教職課程表

専修免許状	授業科目 (別表第2に表示)	必要 単位数	生活造形専攻		環境造形 専攻	比較芸術学 専攻
			工芸 専修	デザイン 専修	絵画・彫刻 専修	比較芸術学 専修
中学校教諭専修免許状 (美術)	各専修教職必修科目(★)	24	24	24	24	-
	各専修教職選択科目(☆)		22	20	28	58
高等学校教諭専修免許状 (美術)	各専修教職必修科目(★)	24	-	24	24	-
	各専修教職選択科目(△)		-	26	26	58
高等学校教諭専修免許状 (工芸)	各専修教職必修科目(★)	24	24	-	-	-
	各専修教職選択科目(■)		22	-	-	-

(注) 生活造形専攻及び環境造形専攻においては、教職選択科目も履修することが望ましい。

(第10条参照)

研究実施計画書

令和 年 月 日

学 生	造形芸術研究科	専 攻 専 修	学生番号	
			氏 名	
学位論文等の別 (右記のいずれかに○をする。)		修士作品 ・ 修士論文		
研究指導教員			担当教員	
研究指導補助教員				
(1) 研究実施計画				
① 研究テーマ				
② 研究目的（研究の背景、芸術、学術的な特色や独創性等を踏まえ記入する。）				
③ 研究計画・方法（研究目的を達成するための計画・方法を学期に分けて記入する。）				
学部開設科目 の受講予定	<input type="checkbox"/> あり（教職 単位、学芸員 単位、リテラシー 単位） <input type="checkbox"/> なし			

研究実施計画は研究指導教員の指導を受けて学生が記入する。

(2) 研究指導計画

学期に分けて具体的に記入する。

研究指導計画は研究指導教員が作成する。

(注意)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を補うこと。
2. 5月末までに研究科長（教務学生課）に提出すること。

大学院造形芸術研究科長 殿

専修 研究室

学生番号

氏名

学位審査申請書

「修士作品」または「修士論文」の題目及び研究テーマを次のとおり申請いたしますので、審査願います。

学位論文等の別 (右記のいずれかに○をする。)	修士作品		修士論文
題目			
研究テーマ			
研究指導教員		担当教員	
研究指導補助教員			

学位論文等の審査基準及び最終試験

I 学位論文等の審査基準

1 修士作品の審査は、以下の観点から総合的に行うものとする。(※2 特定の課題についての研究の成果の審査)

(1) 研究テーマの明確性、適切性

研究テーマが明確かつ適切に設定されている。

(2) 先行作品・先行研究の理解と展開

作品制作の参考とした先行作品又は先行研究の調査及び考察が適切に行われている。また、それらから得られた知見が作品制作に適切に活用、展開されている。

(3) 制作方法、技法等の適切性

研究課題に対して制作方法が妥当である。また、高度な専門的知識、技能、技法等が修得され、作品制作において適切に用いられている。

(4) 作品の表現力、充実度、完成度

成果作品について、研究課題に対応した表現力を有している。また、内容が充実しており、十分な完成度が認められる。

(5) 研究成果の新規性、独創性

作品の形式や内容に創意工夫があり、独創性が認められる、もしくは研究に新規性が認められる。

(6) 研究成果の意義

研究分野における技術的又は芸術的な意義を有している、もしくは有為な社会的貢献が期待できる。

2 修士論文の審査は、以下の観点から総合的に行うものとする。(※1 修士論文の審査)

(1) 研究テーマの明確性、適切性

研究テーマが明確かつ適切に設定されている。

(2) 先行研究の理解と提示

先行研究が適切に提示、言及され、精確な読解や的確な評価が行われている。

(3) 研究方法の妥当性

研究テーマ及び内容に応じた研究方法が選択されている。

(4) 内容の実証性、論理性

課題の設定から結論に至る論旨が明解で一貫性があり、実証的かつ論理的に展開されている。

(5) 研究成果の新規性、独創性

研究に新たな知見があり、独創性が認められる。

(6) 研究成果の意義

研究分野又は関連分野への学術的貢献、もしくは有為な社会的貢献が期待できる。

II 最終試験の方法と審査基準

1 方法

学位論文等の審査終了後、修士作品又は修士論文を中心として、その関連する科目、分野等について口述又は筆記により行う。(専修によりポートフォリオ・レポート等の提出物を求める。)

2 審査基準

修士作品又は修士論文を中心として、その関連する科目、分野等についての理解度を観点に審査する。

(参考)

■大学院設置基準(抄)

(修士課程の修了要件)

第16条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文(※1)又は特定の課題についての研究の成果の審査(※2)及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

■沖縄県立芸術大学学位規程(抄)

(学位論文等の審査)

第6条 研究科長並びに学長は、第5条及び第5条の2の規定による学位論文等を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

2 研究科委員会は、学位論文等の審査を付託されたときは、学位論文等毎に3人以上の審査委員で構成する審査委員会を設置し、その審査を委嘱しなければならない。

3 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験、又は学力の確認を行う。

4 試験は、学位論文等の審査終了後、学位論文等を中心として、その関連する分野について口述又は筆記若しくは演奏によって行う。

目次

第1章 総則

第1節 目的（第1条）

第2節 自己点検及び評価等（第2条）

第3節 組織（第3条—第9条）

第2章 通則

第1節 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日（第10条—第13条）

第2節 入学、再入学、転入学、休学、復学、退学、除籍等（第14条—第30条）

第3節 教育課程、履修方法等（第31条—第43条）

第4節 課程の修了要件、学位の授与、教員免許状等（第44条—第47条）

第5節 賞罰（第48条・第49条）

第6節 授業料等（第50条）

第7節 特別聴講学生、特別研究学生、研究生、科目等履修生、委託生及び外国人学生（第51条—第56条）

第3章 補則（第57条—第59条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 沖縄県立芸術大学大学院（以下「大学院」という。）は、建学の理念に則り、高度な芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて芸術文化の創造及び発展に寄与することを目的とする。

第2節 自己点検及び評価

（自己点検及び評価等）

第2条 大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価に加え、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第109条第2項の規定に基づき、大学院の教育研究等の総合的な状況について、政令で定められた期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の評価に関し必要な事項は、別に定める。

4 大学院は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2第1項各号及び第3項各号に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 5 大学院は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

第3節 組織

(大学院の課程)

第3条 大学院に、修士課程及び博士課程（後期3年の課程をいう、以下同じ。）を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識と技術を研究せしめ、芸術の各分野における高度な専門的能力を養成するものとする。

3 博士課程は、芸術文化に関する高度な理論及び応用を教授研究し、幅広い識見及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成するものとする。

(研究科、専攻及び収容定員)

第4条 大学院に、造形芸術研究科、音楽芸術研究科及び芸術文化学研究科（以下「研究科」と総称する。）を置く。

2 造形芸術研究科及び音楽芸術研究科を修士課程とし、芸術文化学研究科を博士課程とする。

3 研究科の専攻及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		入学定員	総定員
造形芸術研究科	生活造形専攻	9	18
	環境造形専攻	6	12
	比較芸術学専攻	3	6
音楽芸術研究科	舞台芸術専攻	4	8
	演奏芸術専攻	8	16
	音楽学専攻	3	6
芸術文化学研究科	芸術文化学専攻	3	9

(教育研究上の目的)

第5条 大学院の各研究科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 造形芸術研究科は、造形芸術分野における深い学識の涵養及び専門的な能力の教授研究により、社会における芸術活動に貢献し得る卓越した人材を育成し、もって造形芸術の発展に寄与することを目的とする。

(2) 音楽芸術研究科は、音楽芸術分野における深い学識と専門的な研究能力を培い、社会において高度に専門的な職業を担うことのできる人材を育成し、もって音楽芸術の発展に寄与することを目的とする。

(3) 芸術文化学研究科は、実技との結びつきを重視した芸術文化に関する高度な理論と応用の教授研究により、芸術文化についての豊かな識見及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成し、もって芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(職員組織)

第6条 大学院の職員は、次に掲げるとおりとし、沖縄県立芸術大学の学部、事務局等の職員をもって充てる。

(1) 教授

- (2) 准教授
- (3) 講師
- (4) 助教
- (5) 助手
- (6) 事務職員
- (7) その他必要な職員

(教育指導組織)

第7条 研究科における研究の指導は、原則として教授が行い、授業科目の授業は教授、准教授、講師又は助教が担当する。

(研究科長)

第8条 研究科に研究科長を置き、研究科の教授をもって充てる。

- 2 研究科に、研究科委員会を置く。
- 3 前項の研究科委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。
- 4 大学院の組織及び職制に関する事項は、学長が別に定める。

(大学院委員会)

第9条 大学院の運営に関する事項を審議するため、沖縄県立芸術大学大学院委員会を置く。

第2章 通則

第1節 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学期間)

第10条 大学院の修業年限は、修士課程にあつては2年、博士課程にあつては3年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第37条の規定により、長期にわたる教育課程の履修を認められた者については、同条の規定により認められた期間を修業年限とする。
- 3 学生は、修士課程にあつては4年、博士課程にあつては6年を超えて在学することができない。

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を分けて、次の2学期とする。

- (1) 前学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 次に掲げる日は、授業を行わない日（以下「休業日」という。）とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 5月15日
- (4) 沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年条例第42号）に規定する慰霊の日 6月23日
- (5) 春季休業日 3月1日から3月31日まで
- (6) 夏季休業日 8月1日から9月10日まで
- (7) 冬季休業日 12月20日から翌年1月8日まで

- 2 学長は、必要がある場合は、臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、必要がある場合は、休業日に授業を行うことができる。

第2節 入学、再入学、転入学、休学、復学、退学、除籍等

(入学時期)

第14条 入学（再入学及び転入学を含む。）の時期は、原則として学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の始めに学生を入学させることができる。

(入学資格)

第15条 修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第83条の大学を卒業した者
- (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定したものを同号の規定により文部科学大臣が定めた日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、22歳に達したもの

2 博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（次号において「国際連合大学」と

いう。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願手続)

第16条 大学院に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、入学願書及び所定の書類に入学考査料を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第17条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

2 選抜試験に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(合格者の決定)

第18条 学長は、前条の選抜試験の結果に基づき、当該研究科委員会の議を経て合格者を決定する。

(入学手続)

第19条 前条の規定による合格者で、大学院に入学しようとするものは、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第20条 学長は、前条の規定により入学手続を完了した者に対して入学を許可する。ただし、入学料の減免を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

(再入学)

第21条 学長は、第29条の規定により退学した者並びに第30条第5号及び第6号の規定により除籍された者で再入学を志願するものがある場合は、第4条第3項に規定する収容定員に欠員があるときに限り、当該研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することかできる。

(転入学)

第22条 学長は、他の大学院に在学する者で、転入学を志願する者がある場合は、第4条第3項に規定する収容定員に欠員があるときに限り、当該研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の転入学を志願する者は、現に在学する大学院の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

(再入学者及び転入学の修得単位数の認定等)

第23条 学長は、前二条の規定により入学を許可された者が既に履修した授業科目及び単位数の認定並びに在学すべき年数の取扱いについては、当該研究科委員会の議を経て決定する。

(転学)

第24条 大学院の学生で他の大学院へ入学又は転入学しようとするものは、研究科長を経て、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第25条 外国の大学院に留学を志願する学生は、研究科長を経て、学長の許可を得なければならない。

2 前項の留学期間中の単位の認定及び修業年限の計算については、第39条第2項及び第3項の規定を準用する。

(休学)

第26条 病気その他の理由により2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。この場合において、病気のため休学しようとする者は、医師の診断書を提出しなければならない。

2 学長は、病気その他の理由により修学することが不相当と認められる者に対し、当該研究科委員会の議を経て必要な期間休学を命ずることができる。

(休学期間)

第27条 休学の期間は、修士課程及び博士課程において、それぞれ1年以内とする。ただし、学長が特別の理由があると認めたときは、休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、修士課程及び博士課程において、それぞれ通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第10条に規定する修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第28条 休学期間内にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気により休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(退学)

第29条 大学院を退学しようとする者は、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(除籍)

第30条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、当該研究科委員会の議を経て除籍する。

- (1) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第10条第3項に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第27条第2項に規定する休学期間を超えてなお復学することができない者
- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後督促してもなお所定の手続をしない者
- (6) 正当な理由がなく、授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第3節 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針)

第31条 大学院は、大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文等(博士論文、研究作品、研究演奏、修士論文、修士作品、修士演奏)に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業及び研究指導)

第32条 大学院における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 学生は、いずれかの研究室に属し、研究指導教員、研究指導補助教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。

(授業科目及び単位数)

第33条 研究科における授業科目の種類及び単位数は、学長が別に定める。

(履修方法)

第34条 研究科における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第35条 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な教員の研修等)

第36条 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第37条 学長は、別に定めるところにより、大学院に入学しようとする者が、職業を有している等の事情により、第10条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

(教育方法の特例)

第38条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第39条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む。以下同じ。)との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 学長は、前項の規定により、履修した授業科目及び単位数については、当該研究科委員会の議を経て、15単位を超えない範囲内で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 第1項の履修期間は、第10条第1項に規定する修業年限に含めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院(他の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該研究科委員会の議を経て、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、前条第2項の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を

超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第41条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(成績の評価及び単位の授与)

第42条 授業科目を履修した学生に対しては、原則として試験を行う。

2 履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、研究報告、出席及び学修状況により判定する。

3 授業科目の成績は、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）及び不可（F）の評語で表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、段階評価に適さない授業科目に係る成績は、本文に規定する標語によらず、合格又は不合格若しくは認定（R）とすることができる。

4 前項の規定により授業科目の成績が合格又は認定となった者には、所定の単位を与える。

(学則の準用)

第43条 大学院における1年間の授業期間、各授業科目の授業期間、授業の方法、単位の計算方法については、学則第32条から第34条まで及び第43条の規定を準用する。この場合において、学則第43条第3号中「音楽学部」とあるのは「音楽芸術研究科」と読み替えるものとする。

第4節 課程の修了要件、学位の授与、教員免許状等

(修士課程の修了要件)

第44条 修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文、修士作品又は修士演奏の審査及び最終試験に合格した者については、当該研究科委員会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第40条第1項の規定により、修士課程に入学する前に修得した単位を当該修士課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該修士課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第45条 博士課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文、研究作品又は研究演奏の審査及び最終試験に合格した者については、当該研究科委員会の議を経て、学長が博士課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程（他の大学院における博士前期課程を含む。）を修了した者の博士課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは、「修士課程における在学期間を含めて3年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(学位の授与)

第46条 前二条の規定により、修士課程の修了の認定を受けた者には修士の学位を、博士課程の修了の認定を受けた者には博士の学位を授与する。

2 沖縄県立芸術大学の博士の学位は、大学院の博士課程を修了しない者であっても沖縄県立芸術大学学位規程の定めるところにより、博士論文を提出し、その博士論文、研究作品又は研究演奏の審査及び最終試験に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

3 学位に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教員免許状の所要資格)

第47条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教員職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項に規定する教職に関する専門科目及びその単位数は、学長が別に定める。

3 大学院において取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

研究科	専攻	種類	教科
造形芸術研究科	生活造形専攻（デザイン専修に限る。）	中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	美術
	生活造形専攻（工芸専修に限る。）	中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	工芸
	環境造形専攻	中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	美術
比較芸術学専攻	中学校教諭専修免許状	美術	
	高等学校教諭専修免許状	美術	
音楽芸術研究科	舞台芸術専攻	中学校教諭専修免許状	音楽
		高等学校教諭専修免許状	音楽
	演奏芸術専攻	中学校教諭専修免許状	音楽
		高等学校教諭専修免許状	音楽
	音楽学専攻	中学校教諭専修免許状	音楽
		高等学校教諭専修免許状	音楽
備考			
1 「デザイン専修」とは、専らデザインに関する授業及び研究指導を受ける学生の履修上の区分をいう。			
2 「工芸専修」とは、専ら工芸に関する授業及び研究指導を受ける学生の履修上の区分をいう。			

第5節 賞罰

(表彰)

第48条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、当該研究科委員会及び教育研究審議会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第49条 学長は、教育上必要があると認めるときは、当該研究科委員会及び教育研究審議会の議を経て、学生を懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第6節 授業料等

(授業料等)

第50条 授業料、聴講料、受講料、入学考査料、入学料その他の費用に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 特別聴講学生、特別研究学生、研究生、科目等履修生、委託生及び外国人学生

(特別聴講学生)

第51条 学長は、他の大学（外国の大学を含む。）又は外国の大学との協議に基づき、特別聴講学生として当該大学の大学院学生に授業科目の履修を認めることができる。

(特別研究学生)

第52条 学長は、他の大学（外国の大学を含む。）との協議に基づき、大学院において、特別研究学生として当該大学院学生に研究指導を受けさせることができる。

(研究生)

第53条 学長は、大学院において、特定の専門事項について研究することを願い出る者がある場合は、教育研究に支障がないときに限り、当該研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第54条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを願い出る者がある場合は、教育研究に支障がないときに限り、当該研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

(委託生)

第55条 学長は、公的機関、団体等から1年以上を在学期間として、委託生受入れの要請がある場合は、大学院における教育研究に支障のないときに限り、当該研究科委員会の議を経て、委託生として入学を許可することができる。

(外国人学生)

第56条 学長は、外国人で大学院に入学を志願する者があるときは、当該研究科委員会の議を経て、入学を許可することができる。

2 学長は、前項の外国人学生について、第4条第3項に規定する収容定員外とすることができる。

第3章 補則

(準用)

第57条 この規則に定めるもののほか、大学院学生に関し必要な事項は、本学学則、沖縄県立芸術大学学生通則その他学部学生に関する諸規程を準用する。

2 前項に規定する準用を行う場合は、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

(改正等)

第58条 この規則の改正及びこの規則において別に定めることとされている事項に係る重要な規程の制定又は改廃は、法人の経営に関する部分については経営審議会及び理事会の、それ以外は当該研究科委員会及び教育研究審議会並びに理事会の議を経て行うものとする。

(施行細則)

第59条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に廃止前の沖縄県立芸術大学大学院学則（平成5年沖縄県規則第35号。以下「旧大学院学則」という。）又は旧大学院学則に基づく規程の規定によってなされた処分、手続きその他の行為は、別に定めのない限り、この規則又はこの規則に基づく規程の相当規定によってなされたものとみなす。

3 第42条第3項の規定は、令和3年度以降に入学（再入学及び転入学（以下「再入学等」という。）を除く。）する学生から適用し、令和2年度以前に入学した学生については、旧大学院学則第27条第3項に定めるところによる。

4 令和3年度以降に再入学等する学生については、第42条第3項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則

この規則は、令和8年2月3日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

沖縄県立芸術大学大学院長期履修規程

令和4年12月7日
沖芸大規程第132号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学大学院学則（沖芸大規則第2号。以下「大学院学則」という。）第37条の規定に基づいて、沖縄県立芸術大学大学院における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 長期履修を希望することができる者は、本学大学院修士課程又は博士課程の第1年次に入学する者で、次の各号のいずれかに該当し、大学院学則第10条第1項に規定する修業年限内で修了することが困難なものとする。

- (1) 官公庁・企業等に在職している者や自ら事業を行っている者などフルタイムの有職者のほか、アルバイトやパートタイムに従事することにより、著しく学修時間の制約を受ける者。
- (2) 育児又は親族の介護等を行うことにより、著しく学修時間の制約を受ける者。
- (3) 障がい等その他やむを得ない事情により、著しく学修時間の制約を受ける者。

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、各研究科の学生募集要項等で定める期間内に学長に対し、長期履修申請書（様式第1号）及びその他所定の書類を提出しなければならない。

(承認・不承認)

第4条 長期履修の承認及び不承認の決定については、研究科委員会の議を経て学長が行なう。

- 2 学長は、前項の規定により長期履修の承認及び不承認を決定したときは、長期履修に関する通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(長期履修期間)

第5条 長期履修の期間は、修士課程は3年、博士課程は4年又は5年とする。

(履修期間短縮)

第6条 長期履修を承認された者（以下「長期履修学生」という。）が長期履修期間の短縮を希望する場合は、短縮された場合に修了を予定する年度の前年度の2月1日から2月末日までの間に、学長に長期履修期間短縮申請書（様式第3号）を提出する。

- 2 長期履修期間の短縮期間は、年を単位とする。
- 3 長期履修期間の短縮の承認は、研究科委員会の議を経て、申請のあった年度内に学長が行なう。
- 4 学長は、前項の規定により長期履修期間の短縮を承認したときは、長期履修期間短縮承認書（様式第4号）により長期履修期間の短縮を承認された者に通知するものとする。

(長期履修許可の取消し)

第7条 長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(履修)

第8条 長期履修学生は、履修計画及び研究計画に従い、計画的な履修を行わなければならない。

(授業料)

第9条 長期履修学生の授業料の年額は、別に定めるところによる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年12月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。